

全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長  
及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議

《保険局調査課説明資料》

平成31年3月12日

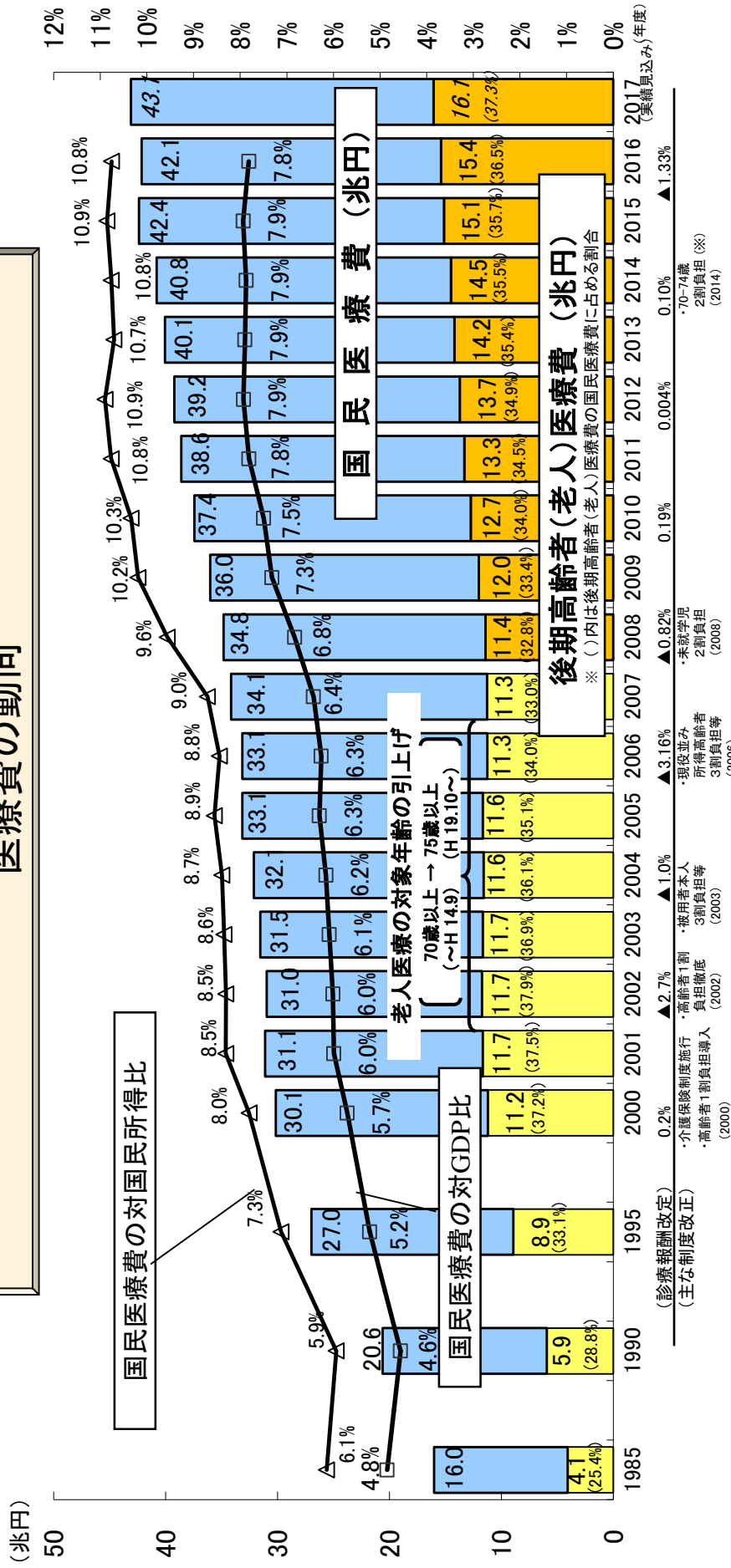
# 目 次

1. 医療費の動向と人口構造の高齢化	1
2. 医療費の3要素分析	6
3. 医療費の制度間比較	15
4. 医療費・介護費の将来推計	21
5. 医療費の地域差	31

( [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuuhoken/database/iryomap/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/database/iryomap/index.html) )

## 1. 医療費の動向と人口構造の高齢化

# 医療費の動向



## <対前年度伸び率>

	1985	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
国民医療費	6.1	4.5	4.5	▲1.8	3.2	▲0.5	1.9	1.8	3.2	▲0.0	3.0	2.0	3.4	3.9	3.1	1.6	2.2	1.9	3.8	▲0.5	2.3
後期高齢者(老人)医療費	12.7	6.6	9.3	▲5.1	4.1	0.6	▲0.7	▲0.7	0.6	▲3.3	0.1	1.2	5.2	5.9	4.5	3	3.6	2.1	4.4	1.6	4.4
国民所得	7.2	8.1	2.7	2.4	▲3.0	▲0.4	1.4	1.3	1.2	1.3	▲0.0	▲7.2	▲2.9	2.4	▲1.0	0.4	4.0	1.3	2.9	0.4	-
GDP	7.2	8.6	2.7	1.2	▲1.8	▲0.8	0.6	0.6	0.9	0.6	0.4	▲4.1	▲3.4	1.5	▲1.1	0.1	2.6	2.2	3.0	1.0	-

注1 国民所得及びGDPは内閣府発表の国民経済計算による。  
 注2 2017年度の国民医療費及び後期高齢者医療費。以下同じ。)は実績見込みである。2017年度分は、2016年度の国民医療費に2017年度の国民医療費の伸び率(上表の斜字体)を乗ることで推計している。  
 (※)70-74歳の者の一部負担金割合の予算凍結措置解除(1割→2割)。2014年4月以降新たに70歳に達した者から2割とし、同年3月までに70歳に達した者は1割に据え置く。

## 医療費の伸び率の要因分解

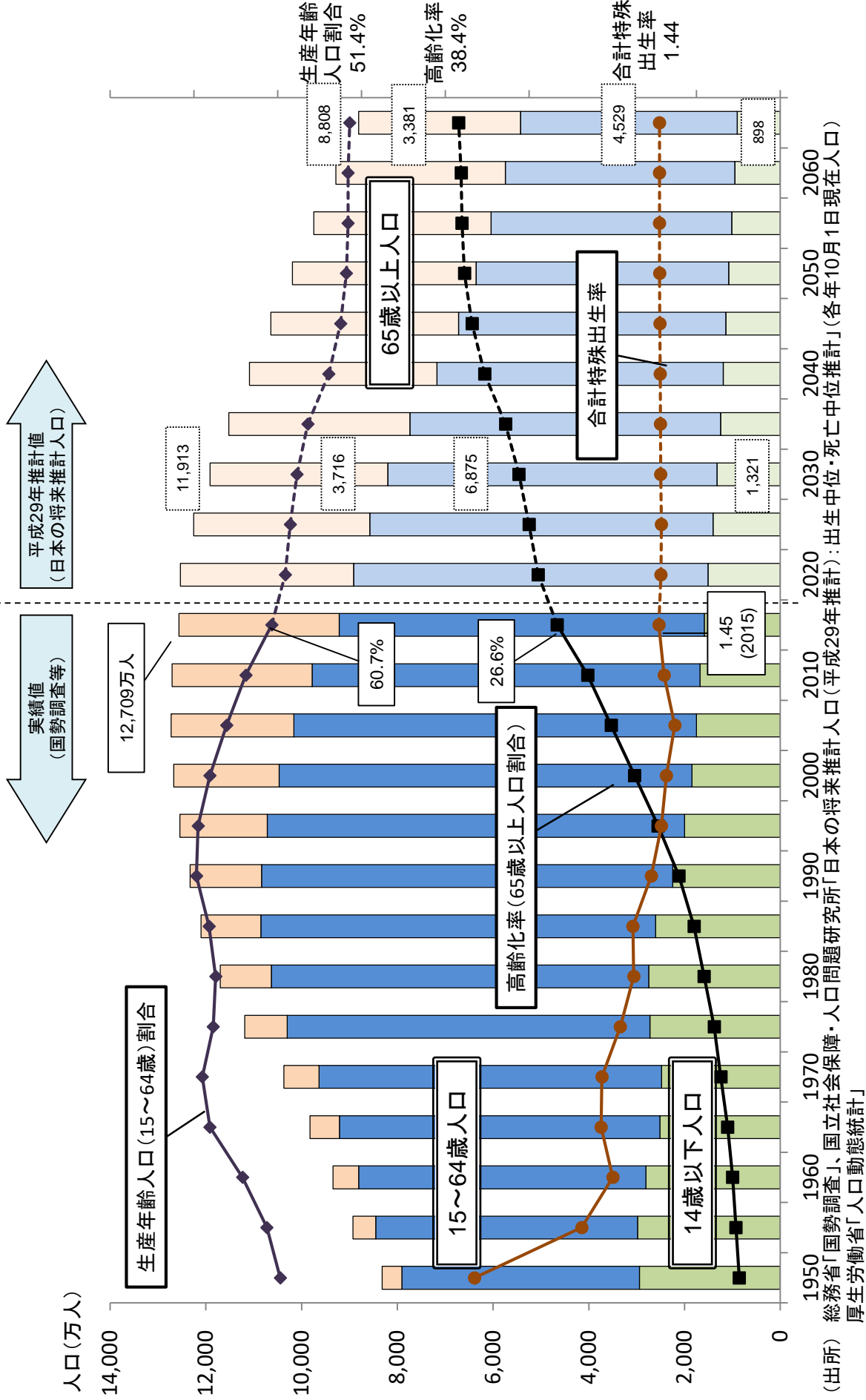
○ 医療費の伸び率のうち、人口及び報酬改定の影響を除いた「その他」は近年1～2%程度であり、平成29年度は1.3%。その要因には、医療の高度化、患者負担の見直し等種々の影響が含まれる。  
(平成27、28年度は一時的な要因により変動が大きいが平均すると1.5%程度で、それ以前の水準と大きく変わらない。)

	平成15年度 (2003)	平成16年度 (2004)	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	
医療費の伸び率 ①	1.9%	1.8%	3.2%	-0.0%	3.0%	2.0%	3.4%	3.9%	3.1%	1.6%	2.2%	1.9%	3.8%	-0.5%	2.3% (注1)	
人口増の影響 ②	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2% (注1)	
高齢化の影響 ③	1.6%	1.5%	1.8%	1.3%	1.5%	1.3%	1.4%	1.6%	1.2%	1.4%	1.3%	1.2%	1.0%	1.0%	1.2% (注1)	
診療報酬改定等 ④	-	1.0%	-	3.16%	-	0.82%	-	0.19%	0.004%	-	0.004%	0.1%	-	-1.33% (注4)	-	
その他 (①-②-③-④) ・医療の高度化 ・患者負担の見直し等	0.2%	1.2%	1.3%	1.8%	1.5%	1.5%	2.2%	2.1%	2.1%	0.4%	1.1%	0.7%	2.9%	-0.1%	1.3% (注1)	
制度改正	H15.4 被用者本人 3割負担等			H18.10 現役並み 所得高齢者 3割負担等		H20.4 未就学 2割負担										H26.4 70-74歳 2割負担 (注5)

注1: 医療費の伸び率は、平成28年度までは国民医療費の伸び率、平成29年度は概算医療費(審査支払機関で審査した医療費)の伸び率(上表の斜体字、速報値)であり、医療保険と公費負担医療の合計である。  
注2: 平成29年度の高齢化の影響は、平成28年度の年齢階級別(5歳階級)国民医療費と平成28、29年度の年齢階級別(5歳階級)人口からの推計値である。  
注3: 平成26年度の「消費税対応」は、消費税引上げに伴う医療機関等の課税仕入れにかかるコスト増への対応分を指す。平成26年度における診療報酬改定の改定率は、合計0.10%であった。  
注4: 平成28年度の改定分-1.33%のうち市場拡大再算定の特別分等は-0.29%、実勢価等改定分で計算すると1.03%。  
なお、「市場拡大再算定の特別分等」とは年間販売額が極めて大きい品目に対する市場拡大再算定の特別の実施等を指す。  
注5: 70-74歳の者の一部負担金割合の予算凍結措置解除(1割→2割)。平成26年4月以降新たに70歳に達した者から2割とし、同年3月までに70歳に達した者は1割に据え置く。

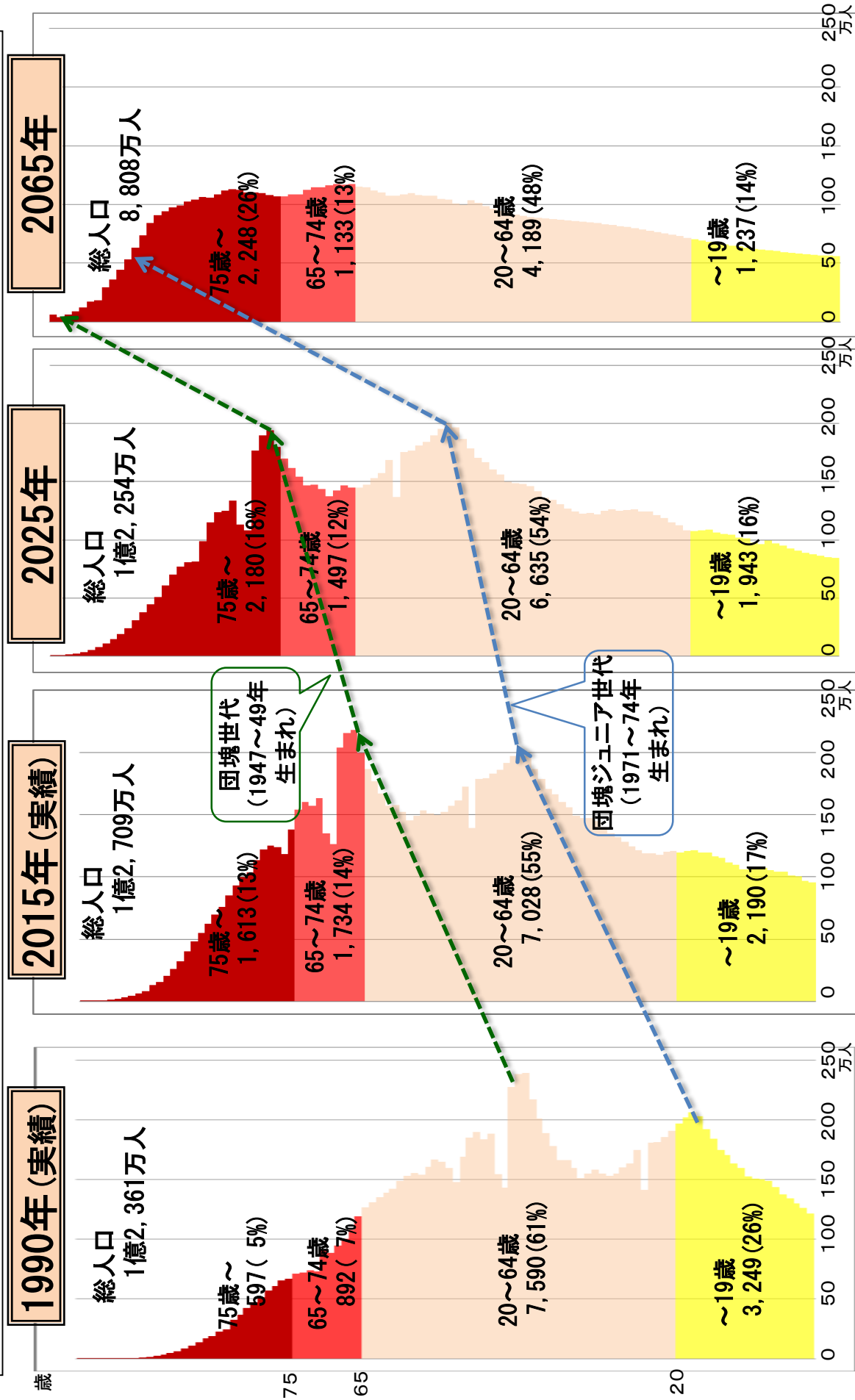
# 日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。



# 人口ピラミッドの変化(1990～2065年)

- 団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となる。
- 2065年には、人口は8,808万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約38%となる。



(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計

## 2. 医療費の3要素分析



## 医療費の3要素について

医療費を地域又は保険者別に比較したり、時系列で比較したりする際には、「医療費総額」のほか、医療費総額を加入者数で割った「1人当たり医療費」での比較や「1人当たり医療費」を以下の3要素に分解した比較がよく行われる。

$$\begin{aligned} \text{1人当たり医療費} &= \text{受診率} \times \text{1件当たり日数} \times \text{1日当たり医療費} \\ &= \frac{\text{レセプト件数}}{\text{加入者数}} = \frac{\text{受診延べ日数}}{\text{レセプト件数}} = \frac{\text{医療費総額}}{\text{受診延べ日数}} \\ &\quad \text{(受診の発生率)} \quad \text{(受診の期間)} \quad \text{(受診の単価)} \end{aligned}$$

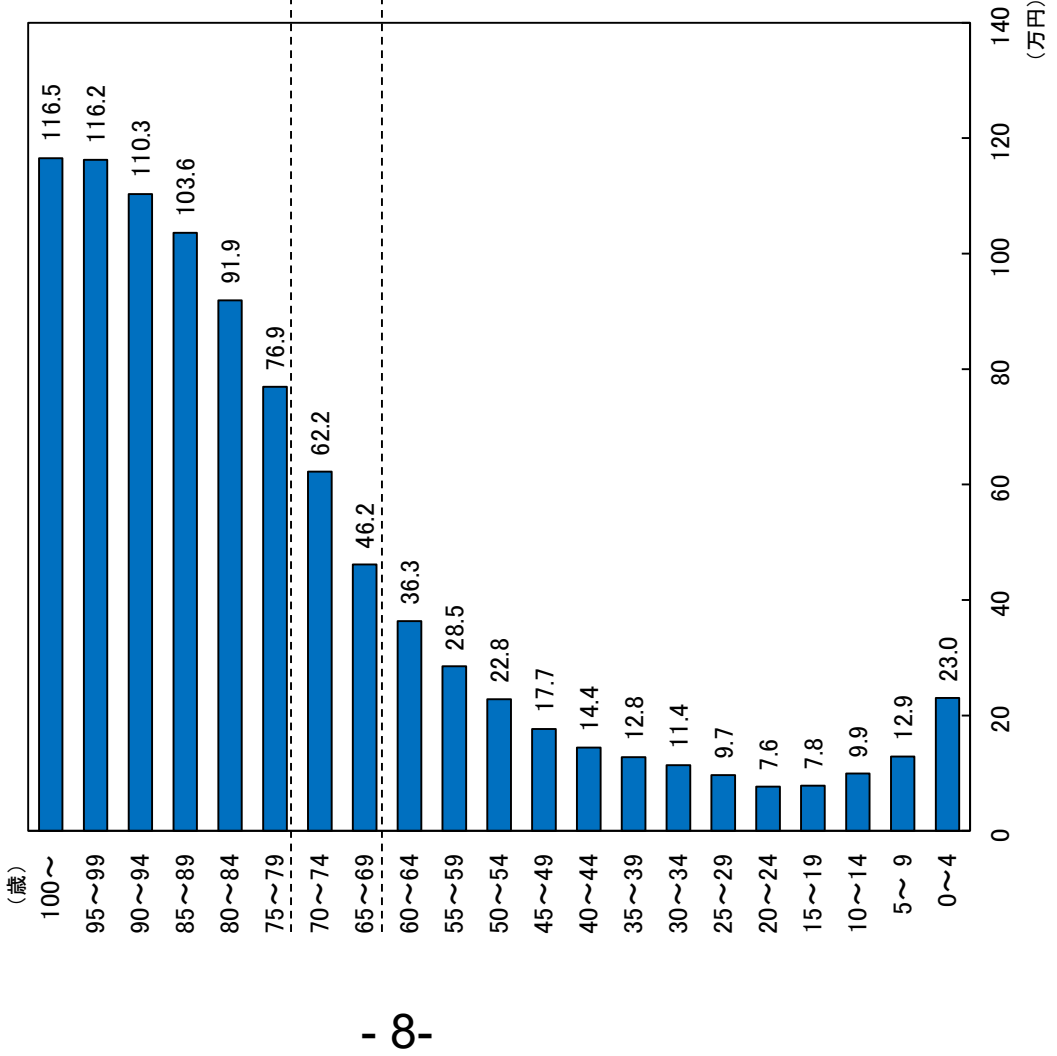
→ 実務上の制約からレセプト件数を指標の算出に用いている

※入院については、受診率、1件当たり日数に代えて  
1人当たり推計新規入院発生数、推計平均在院日数、推計1入院当たり医療費  
に分解した指標も公表している

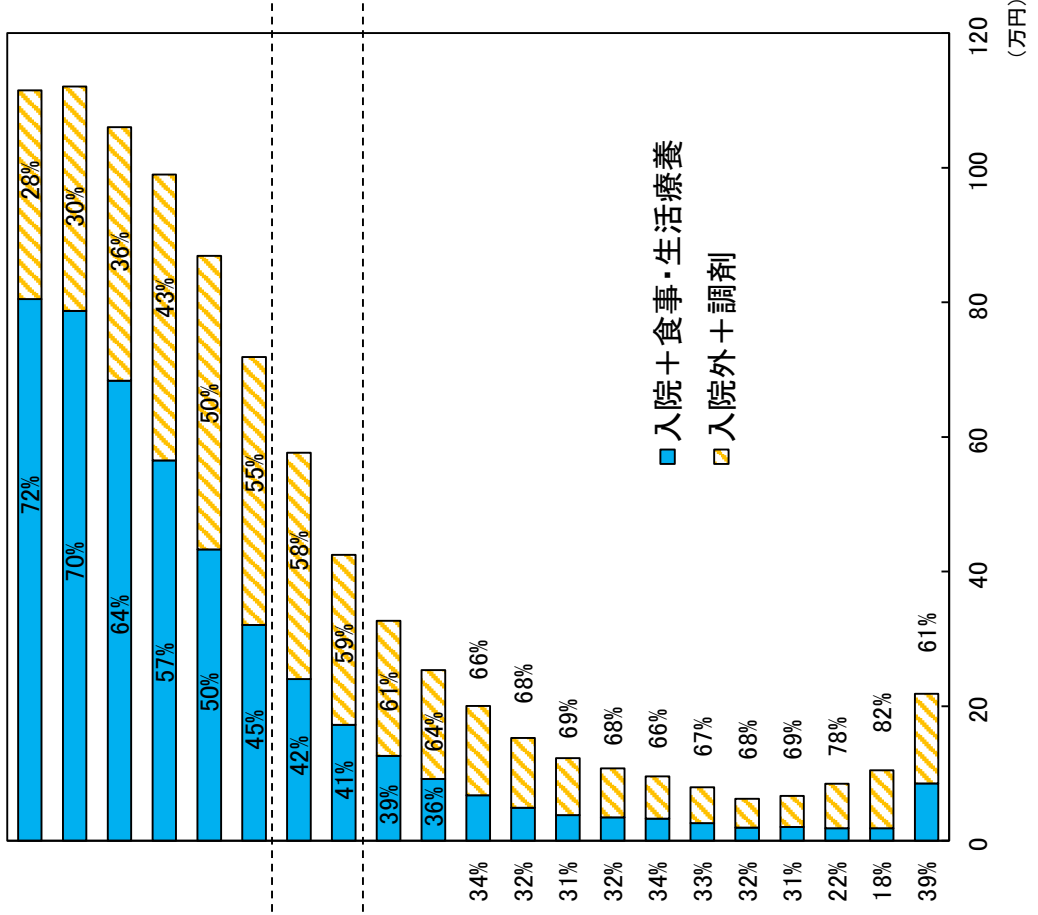
## 年齢階級別1人当たり医療費(平成28年度)(医療保険制度分)

1人当たり医療費を年齢階級別にみると、年齢とともに高くなり、70歳代までは外来(入院外+調剤)の割合が高いが、80歳代になると入院(入院+食事療養)の割合が高くなる。

(医療費計)



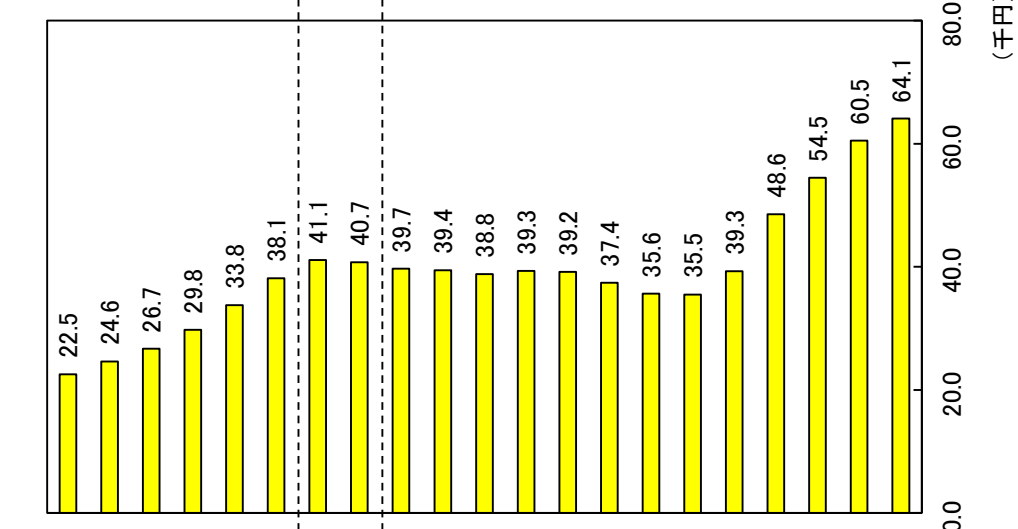
(医科診療費)



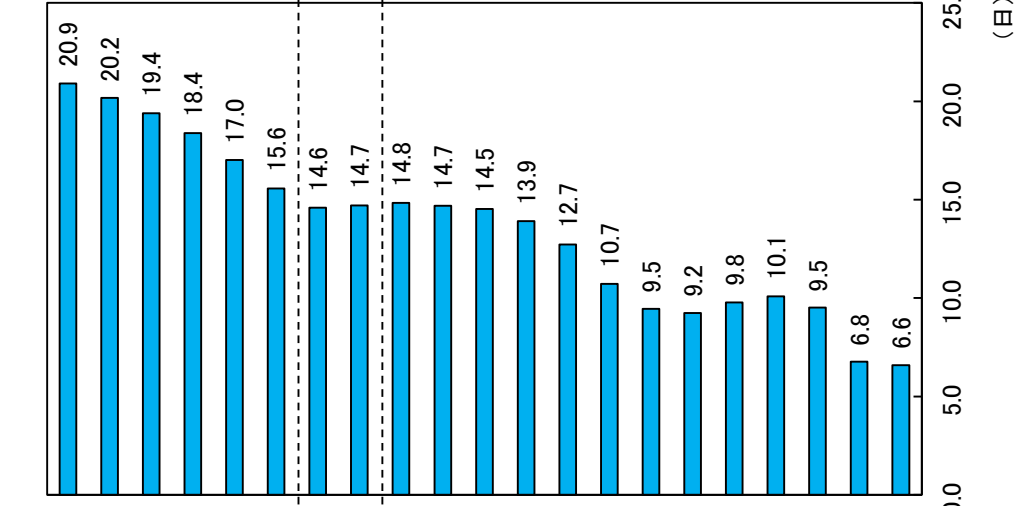
## 年齢階級別 三要素(入院、平成28年度)

入院医療費について、三要素（受診率、1件当たり日数、1日当たり医療費）に分解してみると、高齢期に入ると受診率が急増するとともに、1件当たり日数が増加する一方、1日当たり医療費は低下する。

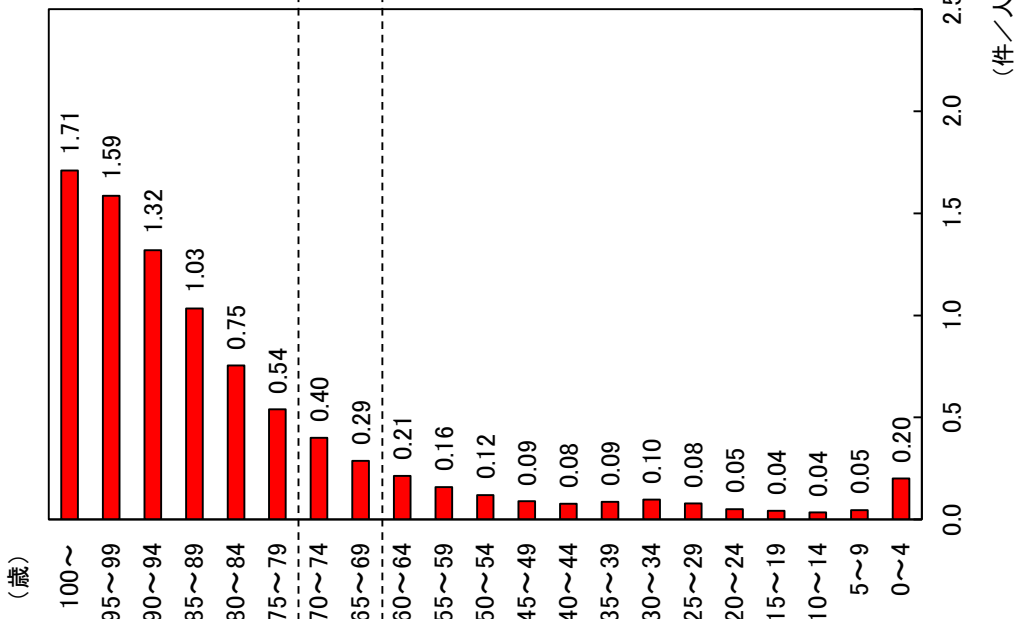
1日当たり医療費  
(食事・生活療養を含む)



1件当たり日数



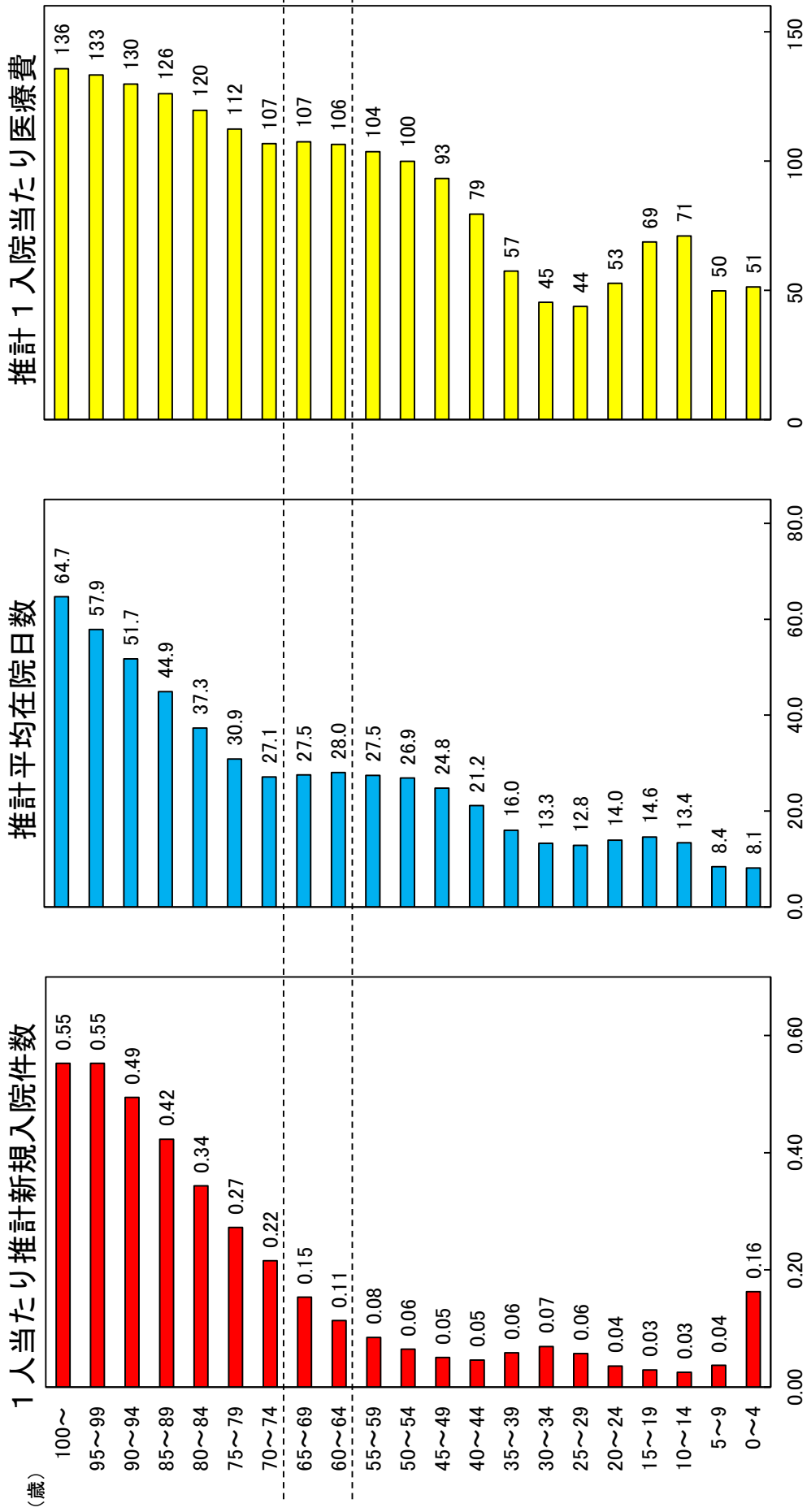
受診率



※ 「医療給付実態調査報告」(厚生労働省保険局)等より作成

## 年齢階級別1人当たり推計新規入院件数、推計平均在院日数 及び推計1入院当たり医療費（平成28年度）

入院医療費について、1人当たり推計新規入院件数、推計平均在院日数、推計1入院当たり医療費を算出してみると、高齢期に入ると推計新規入院件数が急増するとともに、推計平均在院日数、推計1入院当たり医療費が増加する。



(件/人)

(日)

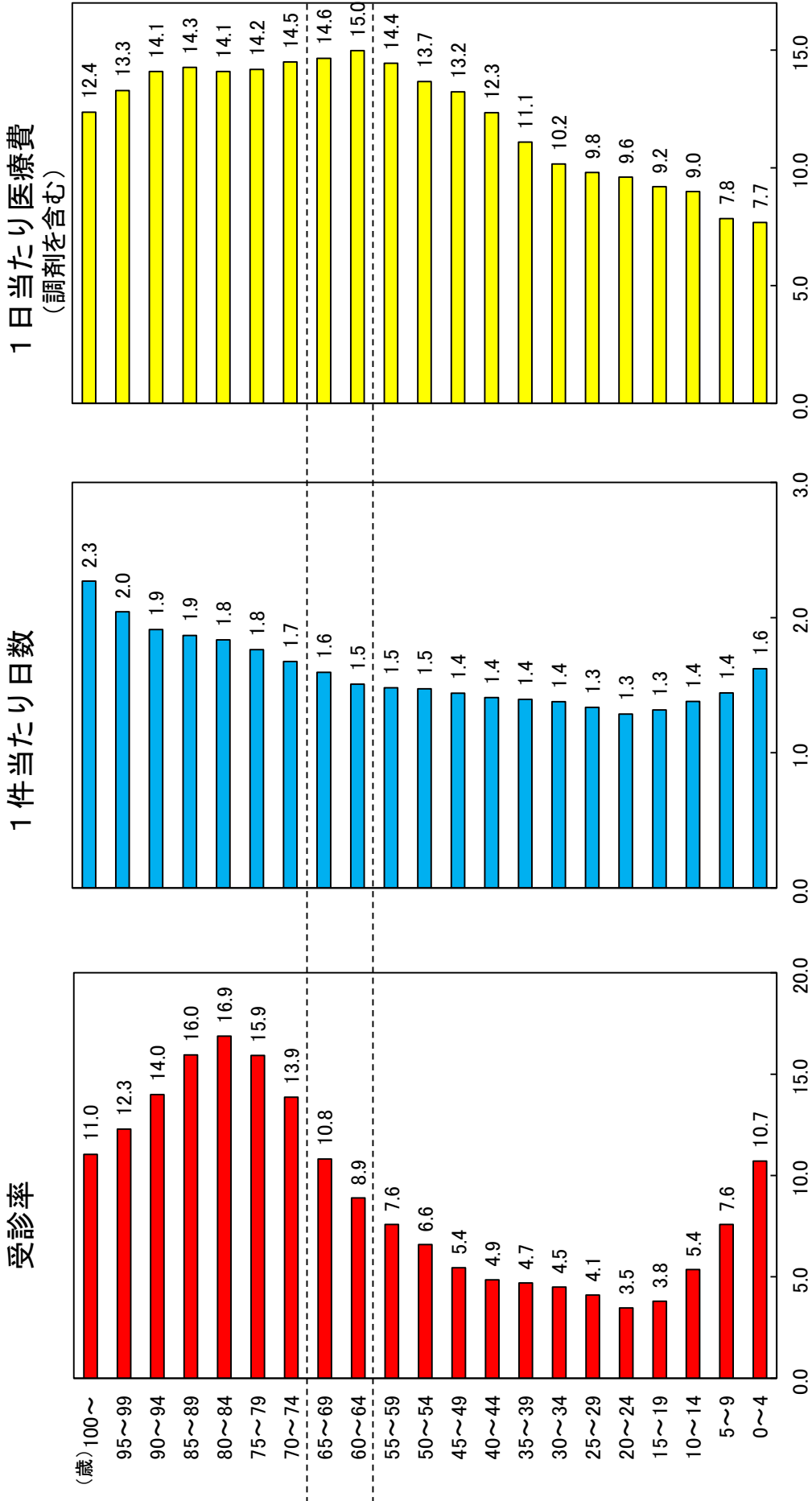
(万円)

※「医療給付実態調査報告」(厚生労働省保険局)等より作成

※推計1入院当たり医療費には、食事・生活療養費を含まない。

## 年齢階級別 三要素(入院外、平成28年度)

入院外医療費について、三要素（受診率、1件当たり日数、1日当たり医療費）に分解してみると、年齢が上がるごとに増加していた受診率が、80歳代前半をピークに低下する。



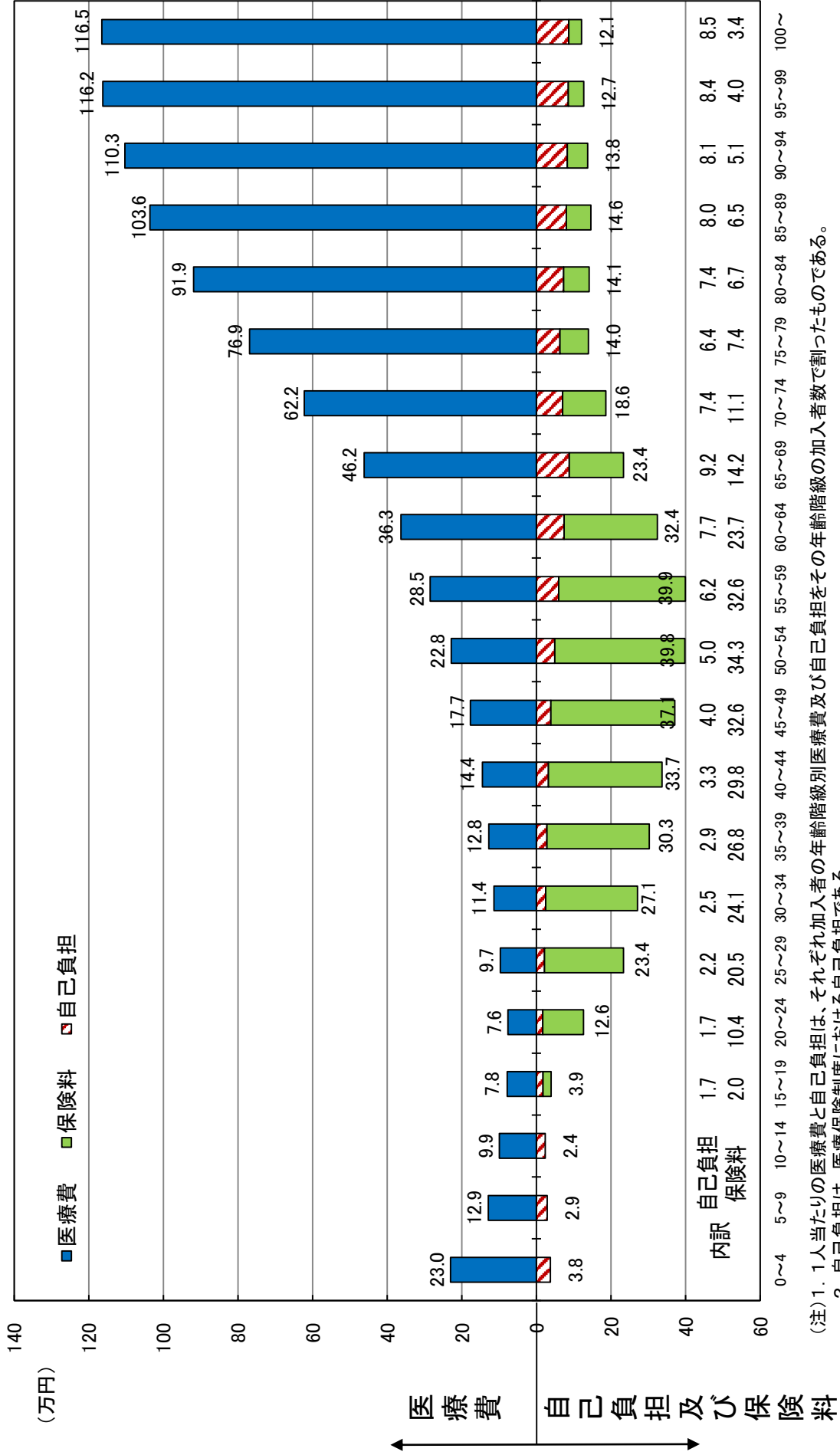
(件/人)

(日)

(千円)

※ 「医療給付実態調査報告」(厚生労働省保険局)等より作成

# 年齢階級別1人当たり医療費、自己負担額及び保険料の比較(年額) (平成28年度実績に基づく推計値)



(注) 1. 1人当たりの医療費と自己負担は、それぞれ加入者の年齢階級別医療費及び自己負担をその年齢階級の加入者数で割ったものである。  
 2. 自己負担は、医療保険制度における自己負担である。  
 3. 予算措置による70~74歳の患者負担補填分は自己負担に含まれている。  
 4. 1人当たり保険料は、被保険者(市町村国保は世帯主)の年齢階級別の保険料(事業主負担分を含む)を、その年齢階級別の加入者数で割ったものである。  
 また、年齢階級別の保険料は健康保険被保険者実態調査、国民健康保険被保険者実態調査、後期高齢者医療制度被保険者実態調査等を基に推計した。  
 5. 端数処理の関係で、数字が合わないことがある。

参考3 後期高齢者医療費の特性(平成28年度)

		計	入院及び食事療養・生活療養	入院外及び調剤	歯科
1人当たり医療費	後期高齢者(A) 後期高齢者以外(B) 比率(A/B)	932,611 218,213 4.3			
1人当たり診療費	後期高齢者(A) 後期高齢者以外(B) 比率(A/B)	916,872 214,282 4.3	458,595 69,955 6.6	424,790 123,998 3.4	33,488 20,329 1.6
受診率(100人当たり)	後期高齢者(A) 後期高齢者以外(B) 比率(A/B)		82 13 6.2	1,594 679 2.3	231 166 1.4
1件当たり日数	後期高齢者(A) 後期高齢者以外(B) 比率(A/B)		17.7 12.6 1.4	1.8 1.5 1.2	2.0 1.8 1.1
1日当たり診療費	後期高齢者(A) 後期高齢者以外(B) 比率(A/B)		31,737 41,944 0.8	14,448 12,274 1.2	7,199 6,774 1.1
1件当たり診療費	後期高齢者(A) 後期高齢者以外(B) 比率(A/B)		561,077 529,653 1.1	26,645 18,250 1.5	14,510 12,219 1.2
1人当たり日数	後期高齢者(A) 後期高齢者以外(B) 比率(A/B)		14.4 1.7 8.7	29.4 10.1 2.9	4.7 3.0 1.6

(注) 「1人当たり診療費」 = 「受診率(1人当たり)」 × 「1件当たり日数」 × 「1日当たり診療費」

= 「1人当たり日数」 × 「1日当たり診療費」

= 「受診率(1人当たり)」 × 「1件当たり診療費」

		100人当たり 推計新規入院件数	推計平均在院日数	入院1日当たり 医療費	推計1入院当たり 医療費
入院に関する分析	後期高齢者(A) 後期高齢者以外(B) 比率(A/B)	35.4 8.0 4.4	40.8 20.9 2.0	31,737 41,944 0.8	1,295,762 875,849 1.5

(注) 「推計新規入院件数」 = 「入院受診延日数」 ÷ 「推計平均在院日数」

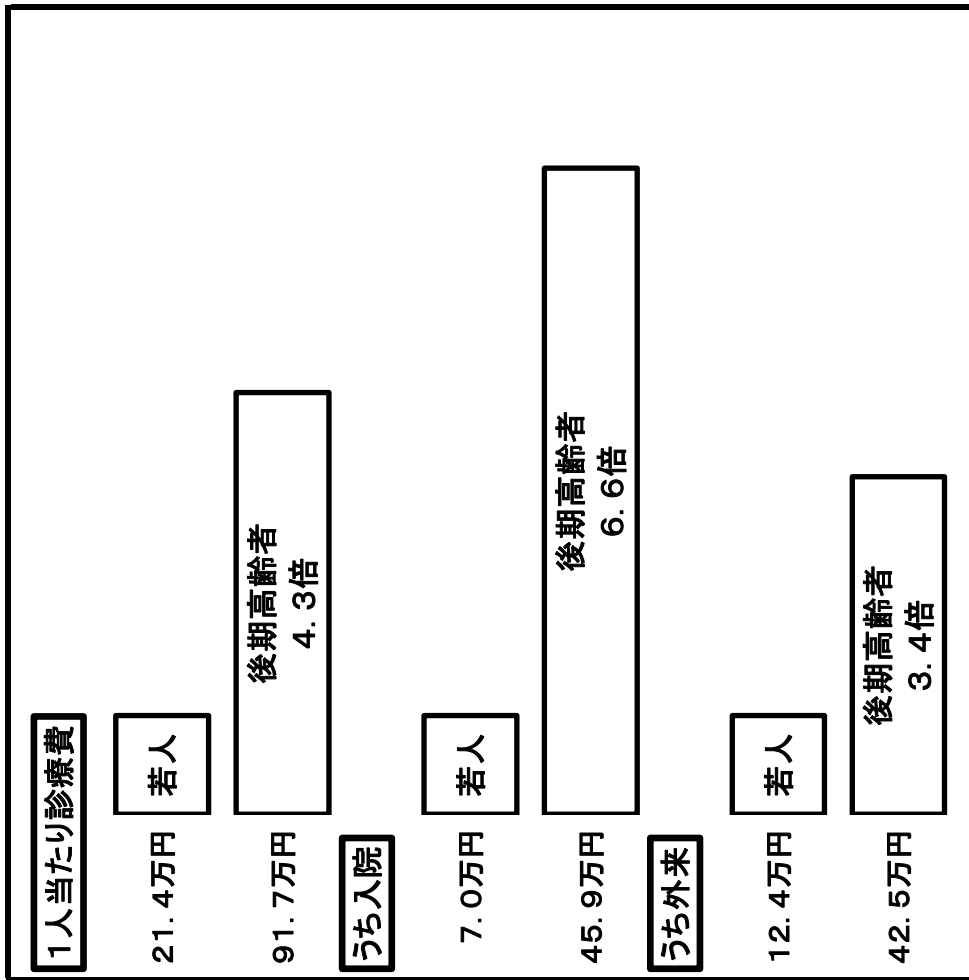
「推計平均在院日数」 = 「1件当たり日数」 × 「月の日数 - 1」 ÷ (「月の日数」 - 「1件当たり日数」)

「月の日数」 = 「当該期間の日数(平成28年度は365)」 ÷ 「当該期間の月数(12)」

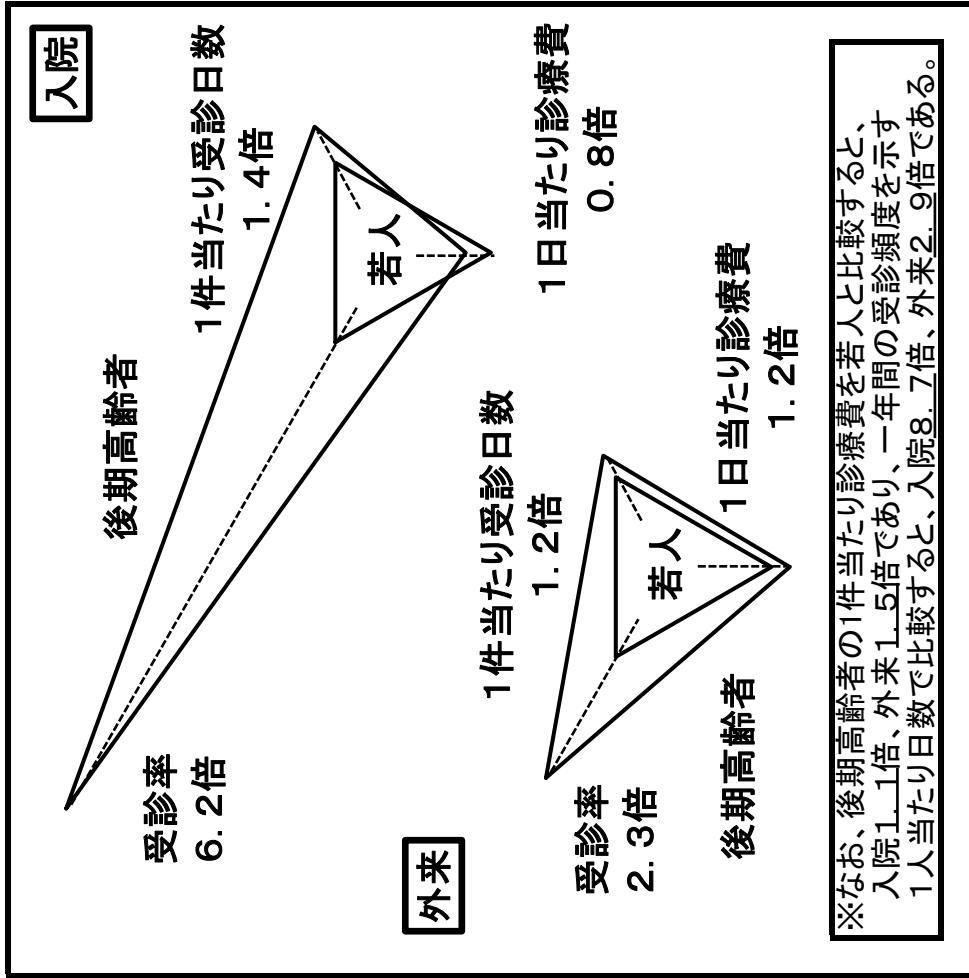
「推計1入院当たり医療費」 = 「推計平均在院日数」 × 「入院1日当たり医療費」

# 後期高齢者医療費の特性

1人当たり診療費の若人との比較(平成28年度)



三要素の比較(平成28年度)

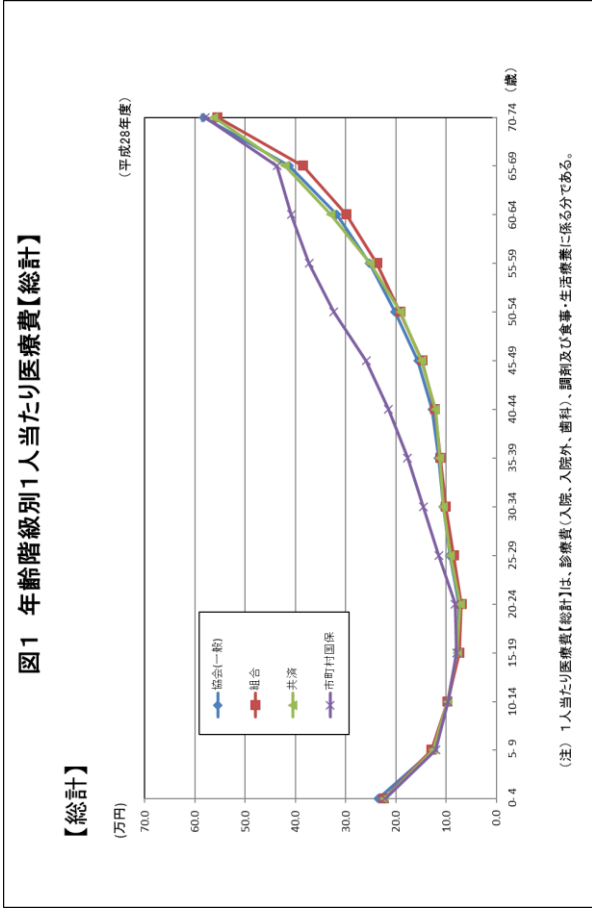


(注) 1. 後期高齢者とは後期高齢者医療制度の被保険者であり、若人とは後期高齢者医療制度以外の医療保険加入者である。  
 2. 入院は、入院時食事療養費・入院時生活療養費(医科)を含んでおり、外来は、入院外(医科)及び調剤費用額の合計である。  
 3. 後期高齢者の1人当たり医療費は93.3万円となっており、若人の1人当たり医療費21.8万円の4.3倍となっている。  
 (資料) 各制度の事業年報等を基に保険局調査課で作成。

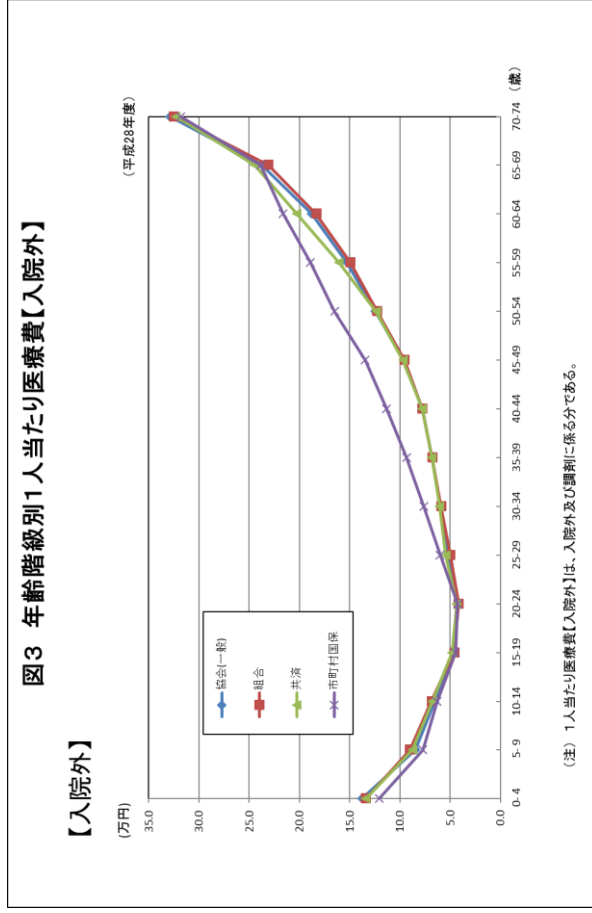
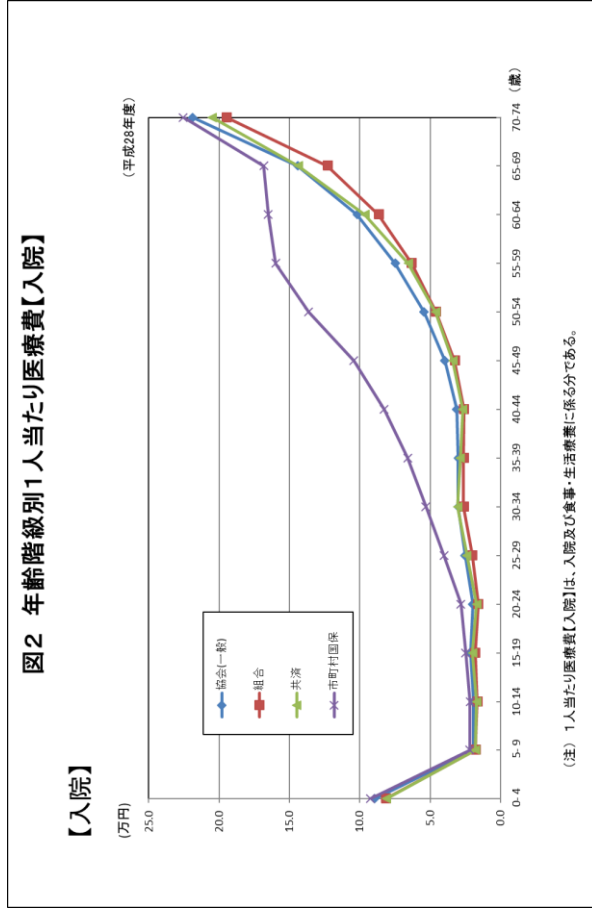


### 3. 医療費の制度間比較

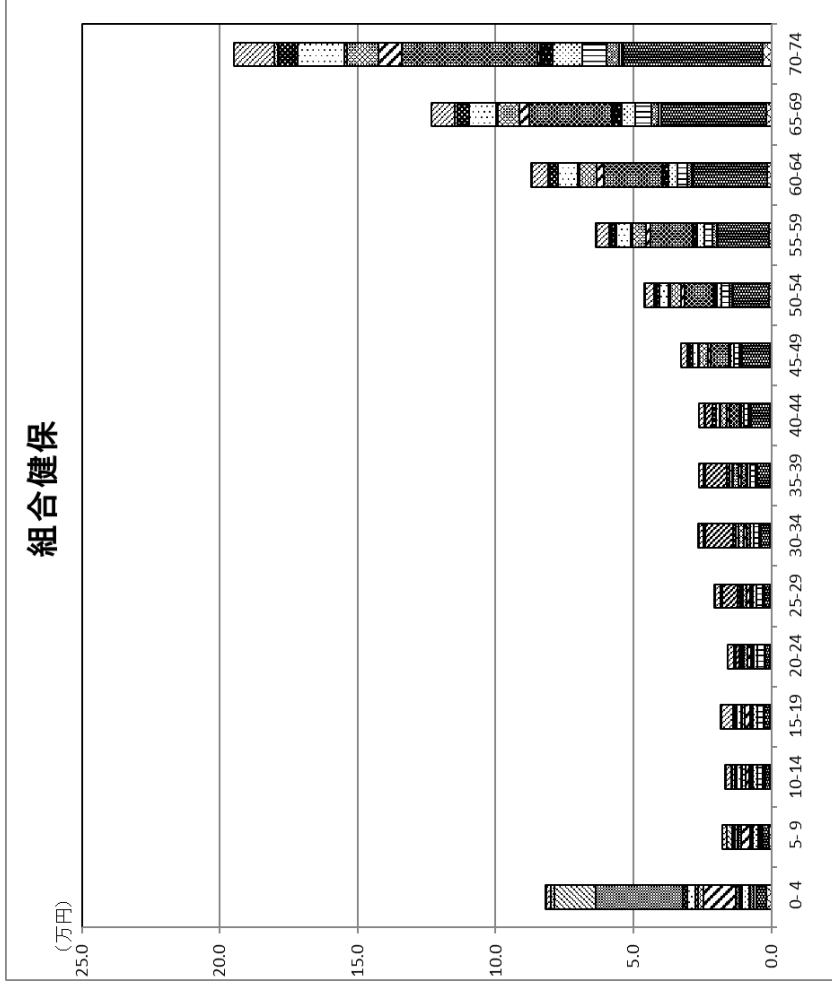
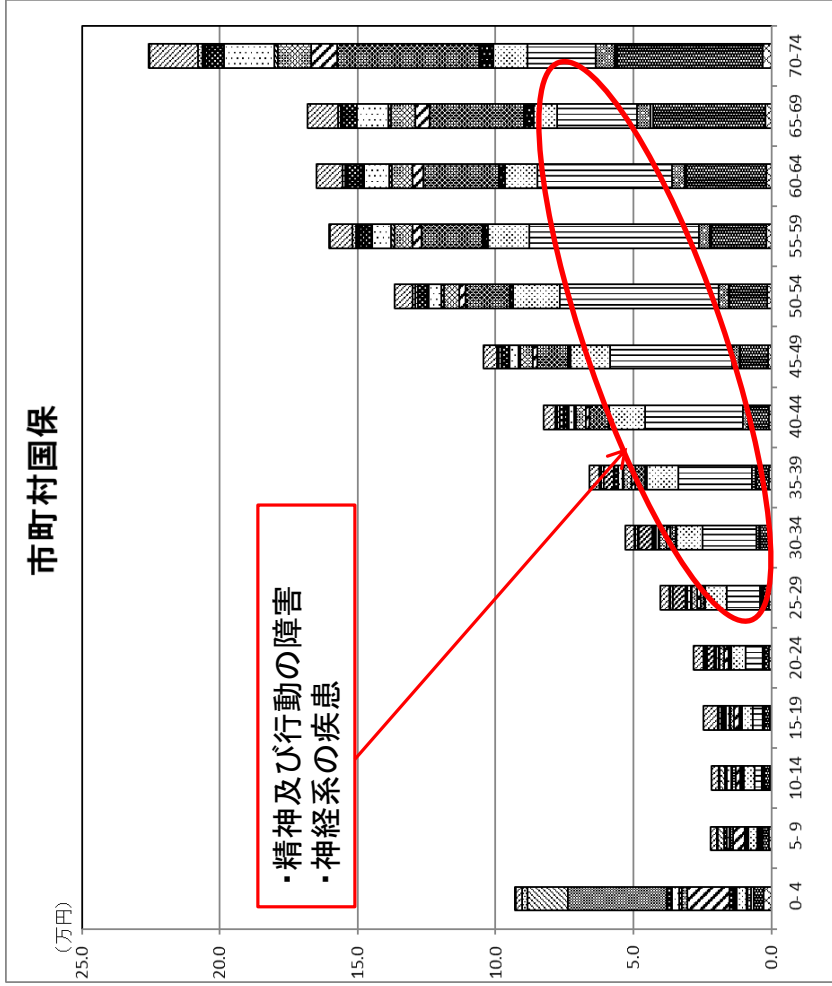
# 年齢階級別1人当たり医療費(75歳未満)の制度間比較(平成28年度)



- 年齢階級別にみると、10代後半から20代前半にかけて最も低く、それ以後は年齢とともに高くなっていく。診療種別にみてもほぼ同じ傾向。
- 制度別にみると、医療費総計では、市町村国保は他の制度に比べて、20代後半から60代前半にかけて高い。入院・入院外別にみると、入院では、市町村国保が他の制度に比べて高いが、入院外では、入院ほど大きな差は見られない。



# 主疾病別、年齢階級別、1人当たり入院医療費（平成28年度） ----- 市町村国保と組合健保の比較



- 特殊目的用コード
- 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの
- 周産期に発生した病態
- 腎尿路生殖器系の疾患
- 皮膚及び皮下組織の疾患
- 呼吸器系の疾患
- 耳及び乳様突起の疾患
- 神経系の疾患
- 内分泌、栄養及び代謝疾患
- 新生物

- 損傷、中毒及びその他の外因の影響
- 先天奇形、変形及び染色体異常
- 妊娠、分娩及び産じょく
- 筋骨格系及び結合組織の疾患
- 消化器系の疾患
- 循環器系の疾患
- 眼及び付属器の疾患
- 精神及び行動の障害
- 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害
- 感染症及び寄生虫症

## 外来患者の1ヶ月間の受診日数

○ 外来患者のうち、若人の7～8割、後期高齢者の約6割は、1ヶ月間の受診日数が2日以内。

**表11 医療保険制度別、入院外の月間の受診動向（平成29年3月）**

(万人)

	協会(一般)		組合健保		国民健康保険		後期高齢者医療	
	加入者数(a)							
1日	869.6	56.2%	481.7	55.2%	851.6	51.6%	489.1	35.9%
2日	356.7	23.1%	208.9	24.0%	384.6	23.3%	342.0	25.1%
3日	152.4	9.9%	83.9	9.6%	174.3	10.6%	188.9	13.9%
4日	72.0	4.7%	44.6	5.1%	86.7	5.3%	106.1	7.8%
5日	37.4	2.4%	20.0	2.3%	48.8	3.0%	66.6	4.9%
6～10日	45.7	3.0%	26.9	3.1%	72.5	4.4%	112.5	8.3%
11～15日	9.0	0.6%	4.2	0.5%	22.2	1.3%	36.7	2.7%
16～20日	2.4	0.2%	1.2	0.1%	6.9	0.4%	12.0	0.9%
21～25日	0.9	0.1%	0.4	0.0%	3.0	0.2%	5.4	0.4%
26日～	0.3	0.0%	0.2	0.0%	1.2	0.1%	2.9	0.2%
総計(b)	1,546.2	100%	872.1	100%	1,651.8	100%	1,362.2	100%
患者割合(b/a)	40.6%		39.4%		50.1%		81.2%	
患者1人当たり受診日数	2.0日		2.0日		2.3日		3.1日	

(注) 1. 集計対象は、協会(一般)、組合健保、国民健康保険及び後期高齢者医療の加入者である。

2. 同一医療保険制度内の同一の者に係るレセプトを合計し、個人単位のデータにして集計したものである(「名寄せ」という。)

3. 加入者数は、データの提出のあった保険者の加入者数の合計である。

## 患者の1ヶ月間の受診医療機関数

○ 患者のうち、若人の約9割、後期高齢者の約8割は、1ヶ月間の受診医療機関数が2件以内。

表10 医療保険制度別、受診した医療機関数別患者割合（平成29年3月）

	受診した医療機関数別受診者					受診しなかった者
	総計	1件	2件	3件	4件	
協会(一般)	47.7 (100.0)	32.1 (67.2)	11.6 (24.2)	3.1 (6.6)	0.7 (1.5)	52.3 (0.4)
組合健保	46.6 (100.0)	31.3 (67.1)	11.3 (24.3)	3.1 (6.6)	0.7 (1.6)	53.4
国民健康保険	57.2 (100.0)	34.7 (60.6)	15.5 (27.1)	5.1 (9.0)	1.4 (2.5)	42.8
後期高齢者医療	86.9 (100.0)	40.9 (47.1)	27.8 (32.0)	12.3 (14.1)	4.2 (4.9)	13.1 (1.9)

(注) 1. 集計対象は、協会(一般)、組合健保、国民健康保険及び後期高齢者医療の加入者である。

2. 同一医療保険制度内の同一の者に係るレセプトを合計し、個人単位の数にして集計したものである(「名寄せ」という)。

3. 入院、入院外又は歯科のいずれかの診療を受けた者の数を各医療保険制度の平成29年3月末の加入者数で除いたものである。

4. ( ) 内の数値は、受診した者について受診した医療機関数の総計を100とした割合である。

# 医療保険制度別患者一人当たり医療費

○ 患者1人当たりの医療費を月毎にみると、合計では制度間の違いが大きいですが、診療種別毎の制度間の違いは合計でみるほど大きくはない。

資料：厚生労働省保険局「医療給付実態調査（平成28年度）」

表9 医療保険制度別患者1人当たり医療費

	協会（一般）			組合健保			国民健康保険			後期高齢者医療				
	合計			合計			合計			合計				
	入院外	入院	歯科	入院外	入院	歯科	入院外	入院	歯科	入院外	入院	歯科		
平成28年4月	31,064	502,834	12,638	27,999	484,078	12,150	49,644	31,403	578,393	13,500	88,012	583,241	15,037	
5月	30,146	500,895	12,201	27,220	483,549	11,757	48,598	30,364	581,491	13,029	86,782	594,902	14,479	
6月	31,348	512,170	12,542	28,245	495,929	12,049	50,282	31,274	582,897	13,491	88,432	589,373	15,150	
7月	31,257	503,259	12,514	28,058	484,414	12,131	49,813	30,954	582,569	13,314	88,101	592,949	14,866	
8月	31,903	505,569	12,259	28,883	492,858	11,791	50,403	31,526	581,019	12,989	88,705	594,914	14,443	
9月	31,326	500,792	12,395	28,375	486,995	11,972	49,523	31,186	572,297	13,191	86,600	582,252	14,714	
10月	31,131	503,412	12,464	28,111	481,648	12,050	49,750	30,877	583,040	13,186	87,974	593,841	14,751	
11月	30,880	510,121	12,362	27,840	489,483	11,908	49,797	30,940	581,313	13,252	87,778	588,420	14,819	
12月	30,891	519,357	12,136	28,122	503,587	11,672	49,620	31,131	595,703	12,890	89,216	601,506	14,477	
平成29年1月	30,298	531,667	11,813	27,409	514,198	11,496	49,190	30,410	605,936	12,440	88,524	609,252	13,687	
2月	30,246	510,846	12,233	27,419	496,183	11,771	48,482	30,129	566,532	13,087	85,851	567,659	14,509	
3月	32,086	525,630	12,605	28,934	500,337	12,132	51,459	32,230	596,778	13,436	91,941	604,849	14,977	
平成28年度計	170,437	109,881	833,083	148,730	99,711	744,797	329,040	193,367	1,387,852	47,266	866,396	415,272	1,715,321	61,496

（単位：円）

(注) 1. 集計対象は、協会（一般）、組合健保、国民健康保険及び後期高齢者医療の加入者である。  
 2. 同一医療保険制度内の同一の者に係るレセプトを合計し、個人単位のデータにして集計したものである（「名寄せ」という。）。  
 3. 入院は入院（医科）及び食事・生活療養、入院外は入院外（医科）及び調剤、歯科は歯科入院（食事生活療養を含む）及び歯科（入院外）となっている。  
 4. 患者1人当たり医療費は、入院外、入院、歯科及び合計（入院外、入院又は歯科のいずれか）の診療を受けた者の医療費を患者数で除したものである。

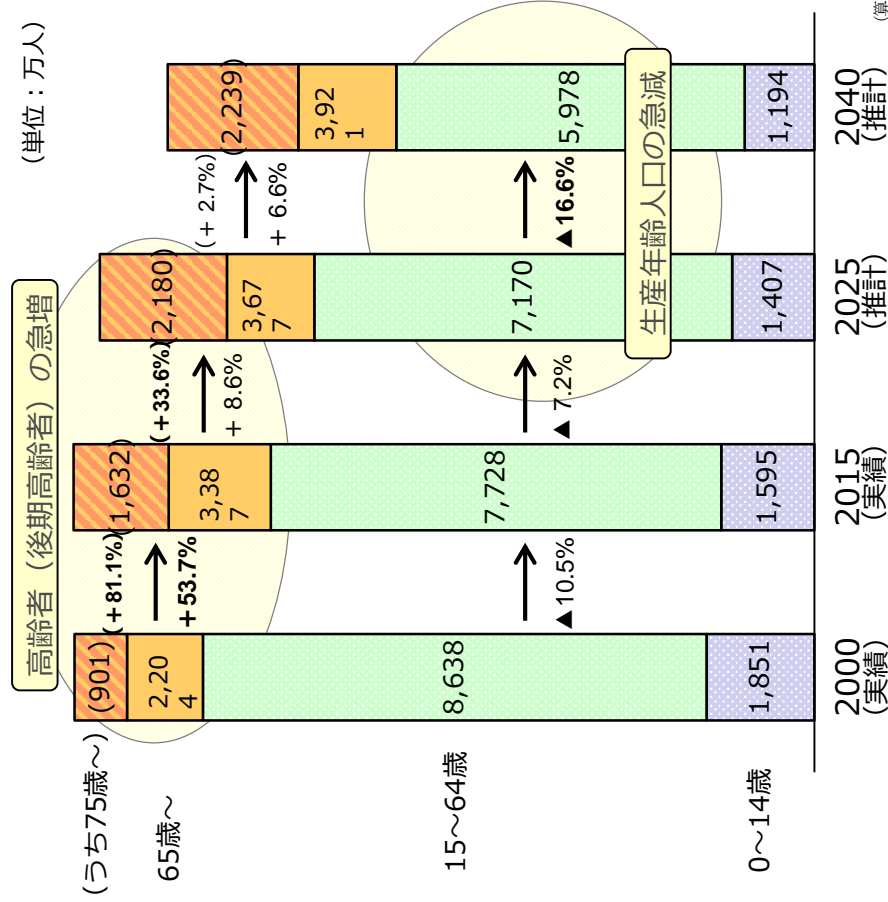
## 4. 医療費・介護費の将来推計

# 2025年までの社会の変化と2025年以降の社会の変化

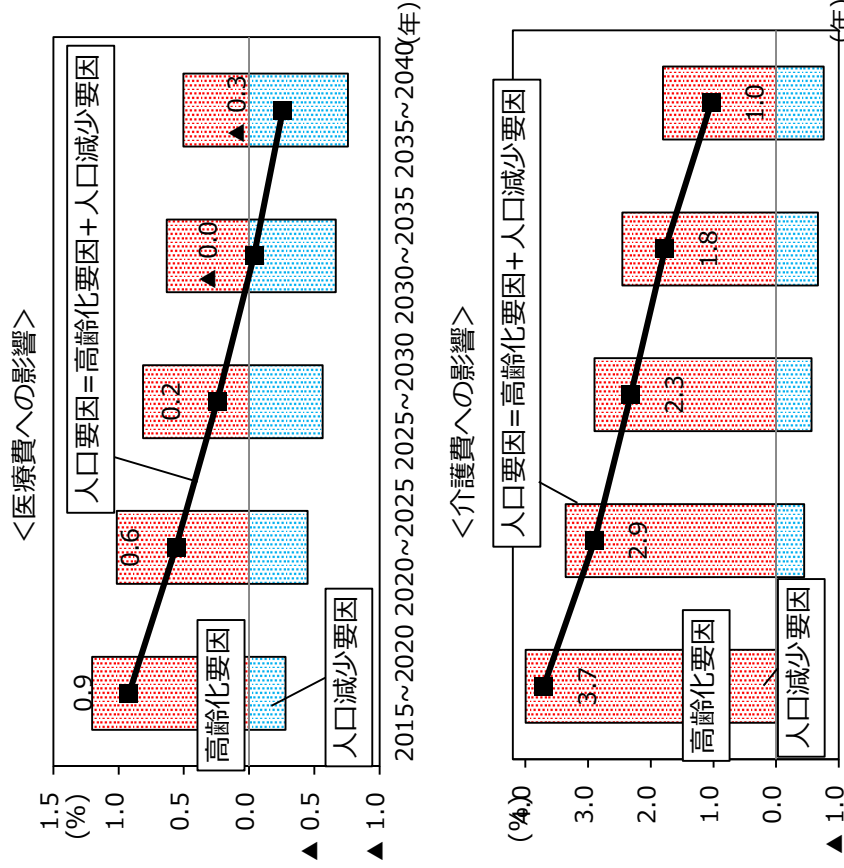
平成30年4月12日 経済財政諮問会議  
加藤臨時議員提出資料

- 我が国の人口動態を見ると、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、高齢者人口の増加は緩やかになる。一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、2025年以降さらに減少が加速。
- 人口構造の変化の要因が医療・介護費の増加に及ぼす影響は、2040年にかけて逡減。

【人口構造の変化】



【人口構造の変化が医療・介護費に及ぼす影響】



2015～2020 2020～2025 2025～2030 2030～2035 2035～2040 (年)

(算出方法) 年齢階級別人口を元に、年齢階級別人口を元に、年齢階級別人口当たりの医療費・介護費を固定した場合、将来の年齢階級別人口をベースとした医療費及び介護費を算出し、その伸び率を「人口要因」による伸び率としている。その上で、総人口の減少率を「人口減少要因」とし、「人口要因」から「人口減少要因」を除いたものを「高齢化要因」としている。(使用データ) 厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」(介護給付費等実態調査)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

(出典) 総務省「国勢調査」(人口推計)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」



# 2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）――概要――

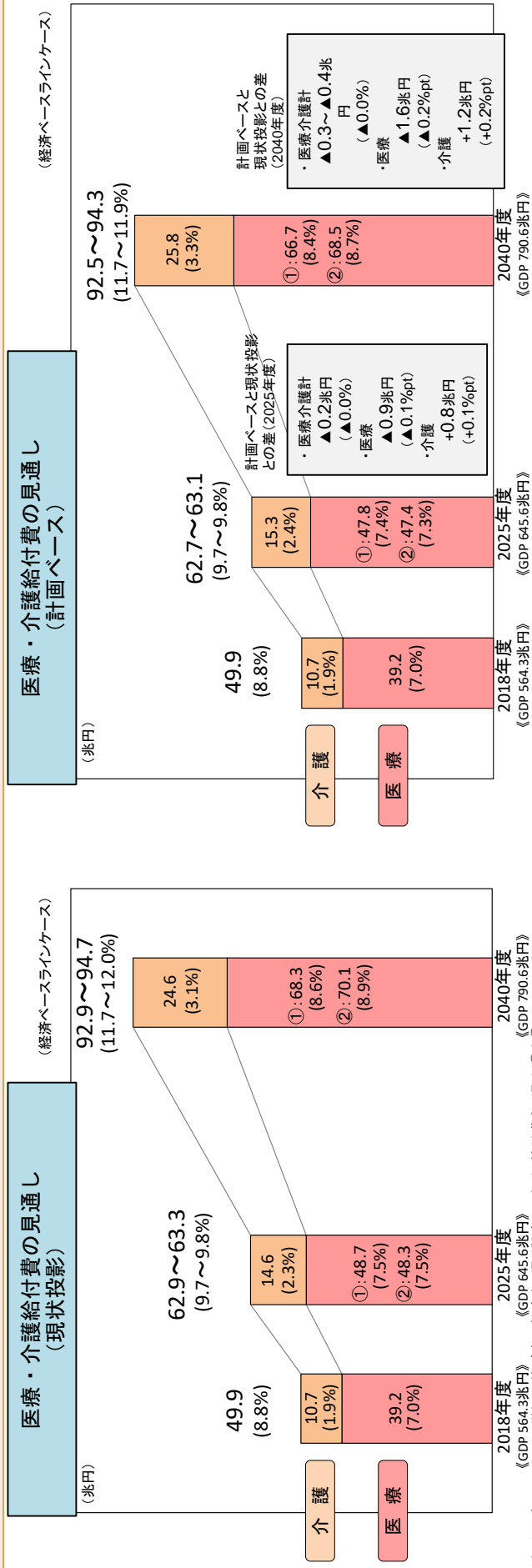
（内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省 平成30年5月21日）

○ 高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据え、社会保障給付や負担の姿を幅広く共有するための議論の素材を提供するために、一定の仮定をおいた上で、将来見通しを作成。

## 試算結果①医療・介護給付費の見通し(計画ベースと現状投影との比較)

平成30年5月21日 経済財政諮問会議資料より

- 現在、全国の都道府県、市区町村において、医療・介護サービスの提供体制の改革や適正化の取組みが進められている。これらの取組みに係る各種計画(地域医療構想、医療費適正化計画、介護保険事業計画)を基礎とした「計画ベース」の見通しと、現状の年齢別受療率・利用率を基に機械的に将来の患者数や利用者数を計算した「現状投影」の見通しを作成。
- 医療・介護給付費について2つの見通しを比較すると、計画ベースでは、
  - ・ 医療では、病床機能の分化・連携が進むとともに、後発医薬品の普及など適正化の取組みによって、入院患者数の減少や、医療費の適正化が行われ(2040年度で▲1.6兆円)、
  - ・ 介護では、地域のニーズに応じたサービス基盤の充実が行われることで(2040年度で+1.2兆円)
 疾病や状態像に応じてその人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会の実現を目指したものとなっている。



(注1)医療については、単価の伸び率の仮定を2通り設定しており、給付費も2通り(①と②)を示している。  
 (注2)「計画ベース」は、地域医療構想に基づき2025年度までの病床機能の分化・連携の推進、第3期医療費適正化計画による2023年度までの外来医療費の適正化効果、第7期介護保険事業計画による2025年度までのサービス量の見込みを基礎として計算し、それ以降の期間については、当該時点の年齢階級別の受療率等を基に機械的に計算。なお、介護保険事業計画において、地域医療構想の実現に向けたサービス基盤の整備については、例えば医療療養病床から介護療養施設等への転換分など、現段階で見通すことが困難な要素があることに留意する必要がある。  
 ※平成20年度予算ベースを足元に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」、内閣府「中長期の経済財政に関する試算(平成30年1月)」等を踏まえて計算。  
 なお、医療・介護費用の単価の伸び率については、社会保障・税一体改革時の試算の使用。( )内は対GDP比。

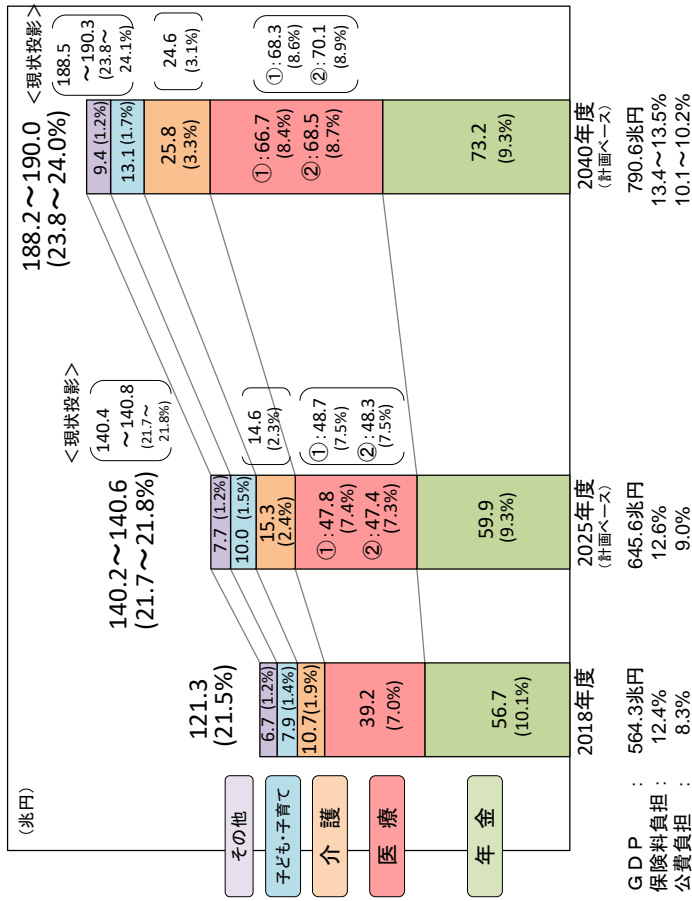
## 試算結果②(社会保障給付費全体の見通し)

- 社会保障給付費の対GDP比は、2018年度の21.5%(名目額121.3兆円)から、2025年度に21.7~21.8%(同140.2~140.6兆円)となる。その後15年間で2.1~2.2%ポイント上昇し、2040年度には23.8~24.0%(同188.2~190.0兆円)となる。(計画ベース・経済ベース・スラインケース※)
- 経済成長実現ケース※でも、社会保障給付費の対GDP比は概ね同様の傾向で増加するが、2040年度と比較するとベース・スラインケースに比べて、1%ポイント程度低い水準(対GDP比22.6~23.2%(名目額210.8~215.8兆円))(計画ベース・経済成長実現ケース)。

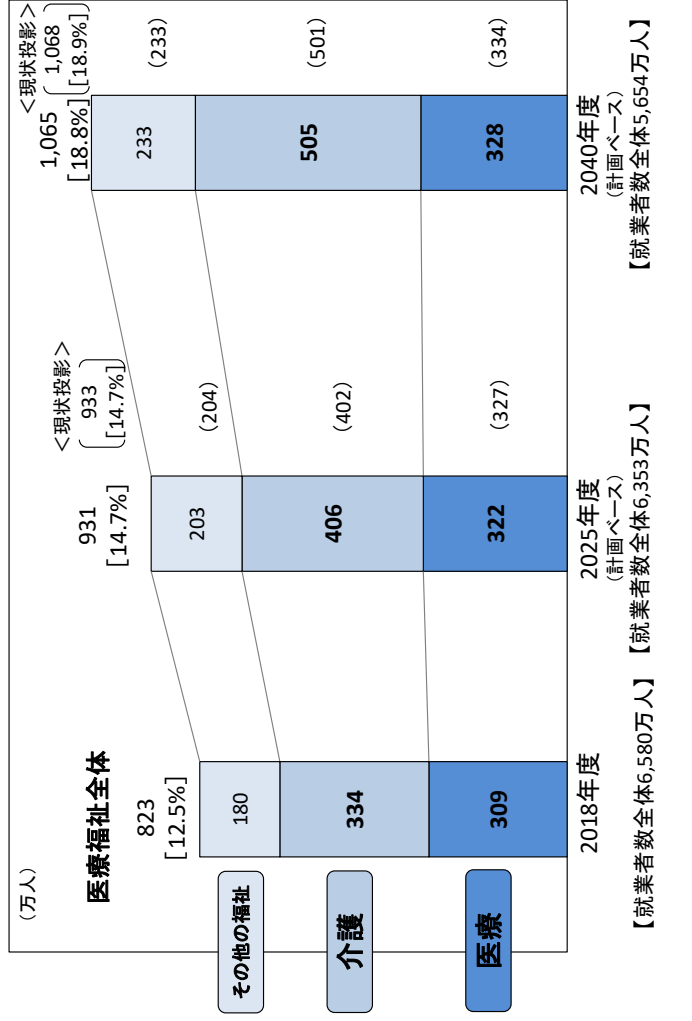
※経済ベース・スラインケース及び成長実現ケースの経済前提については次頁参照。

### 社会保障給付費の見通し

(経済ベース・スラインケース)



### 医療福祉分野における就業者の見通し



(注1) 医療については、単面の伸び率の仮定を2通り設定しており、給付費も2通り(①と②)示している。

(注2) 「計画ベース」は、地域医療構想に基づく2025年度までの病床機能の分化・連携の推進、第3期医療費適正化計画による2023年度までの外来医療費の適正化効果、第7期介護保険事業計画による2025年度までのサービス量の見込みを基礎として計算し、それ以降の期間については、当該時点の年齢階級別の受療率等を基に機械的に計算。なお、介護保険事業計画において、地域医療構想の実現に向けたサービス基盤の整備については、例えば医療療養病床から介護保険施設等への転換分など、現段階で見通すことが困難な要素があることに留意する必要がある。

(注3) 医療福祉分野における就業者数の見通しについては、①医療・介護分野の就業者数については、それぞれの需要の変化に応じて就業者数が変化するものと仮定して就業者数を計算。②その他の福祉分野を含めた医療福祉分野全体の就業者数については、医療・介護分野の就業者数の変化率を用いて機械的に計算。

※ 平成30年度予算ベースを足元に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」内閣府「中期の経済財政に関する試算(平成30年1月)」等を踏まえて計算。なお、医療・介護費用の単価の伸び率については、社会保障・税一体改革時の試算の仮定を使用。( )内は対GDP比。[ ]内は就業者数全体に対する割合。保険料負担及び公費負担は対GDP比。

○ 足元値 平成30年度予算ベース。ただし、介護については第7期介護保険事業計画の集計値を基礎としている。

○ 人口前提 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）  
※ただし、子ども・子育ての推計については、2020年度以降給付の対象となる子ども数を固定した形で推計。

○ 経済前提

2027年度までは、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（平成30年1月）等、2028年度以降は、公的年金の平成26年財政検証に基づいた前提値を使用。経済前提は2つのケースで試算（ベースラインケース（2028年度以降は平成26年財政検証ケースE）、成長実現ケース（2028年度以降は平成26年財政検証ケースE））。

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)	2025 (H37)	2026 (H38)	2027 (H39)	2028～ (H40～)
名目経済 成長率 (%)	成長実現	2.5	2.8	3.1	3.2	3.4	3.4	3.5	3.5	3.5	1.6
	ベースライン	2.5	2.4	2.2	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	1.3
物価 上昇率 (%)	成長実現	1.0	1.9	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.2
	ベースライン	1.0	1.6	1.7	1.3	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2

注：賃金上昇率については、2018年度は「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成30年1月22日閣議決定）に基づいて1.7%と設定し、2019～2027年度までは名目経済成長率と同率、2028年度以降は平成26年財政検証の前提（ケースE・F）に基づいて2.5%としている。

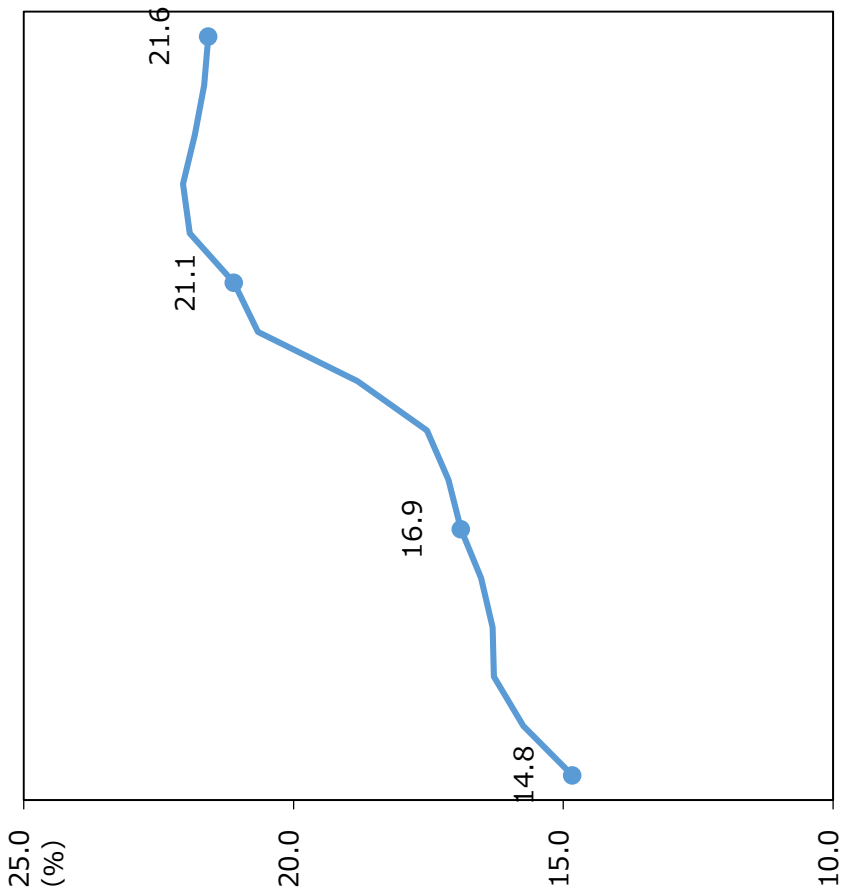
○ 将来見通しの作成方法（全般的考え方）

- ・ 公的年金 平成26（2014）年財政検証に、新たな将来推計人口・経済前提を簡易的に反映。年金生活者支援給付金の実施を織り込んで計算。
- ・ 医療、介護 年齢階級別受療率等に将来推計人口を適用して需要を推計し、サービスごとの単価、伸び率等を適用。
- ・ 子ども・子育て 「子育て安心プラン」「新しい経済政策パッケージ（2兆円パッケージ）」（制度の詳細が決定していない）高等教育の無償化等は反映していない）を織り込んだ上で、2020年度以降給付の対象となる子ども数を固定。
- ・ 上記以外 GDPに対する給付規模が将来にわたって変わらないことを基本として機械的に計算。（なお、短期的には近年の予算等の動向も踏まえつつ計算。）

（留意事項）

- 本見通しは、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。特に、長期の推計であるため、長期間の人口変動の動向とこれらが経済社会に与える影響、経済、雇用の動向、給付単価の伸び率の動向等が、給付費の総額や対GDP比等の結果に大きな影響を与える可能性があることに留意する必要がある。
- 本見通しは、一体改革試算と同様、患者数や利用者数などの需要を基礎とした計算となっており、供給面については必要な供給をちよどまかなうだけの供給が行われるものと仮定して、必要マンパワーや費用等を計算している。従って、需要側である患者数が減少した際には、その減少に合わせてサービス供給量も減少することを仮定していることに留意する必要がある。
- 本見通しでは、医療においては年齢別制度別実効給付率、介護においては全体の実効給付率を現状の値で固定して将来の医療給付費および介護給付費を算出していることに留意する必要がある。
- 「計画ベース」の見通しでは、介護保険事業計画において、地域医療構想の実現に向けたサービス基盤の整備については、例えば医療療養病床から介護保険施設等への転換分など、現段階で見通すことが困難な要素があることに留意する必要がある。

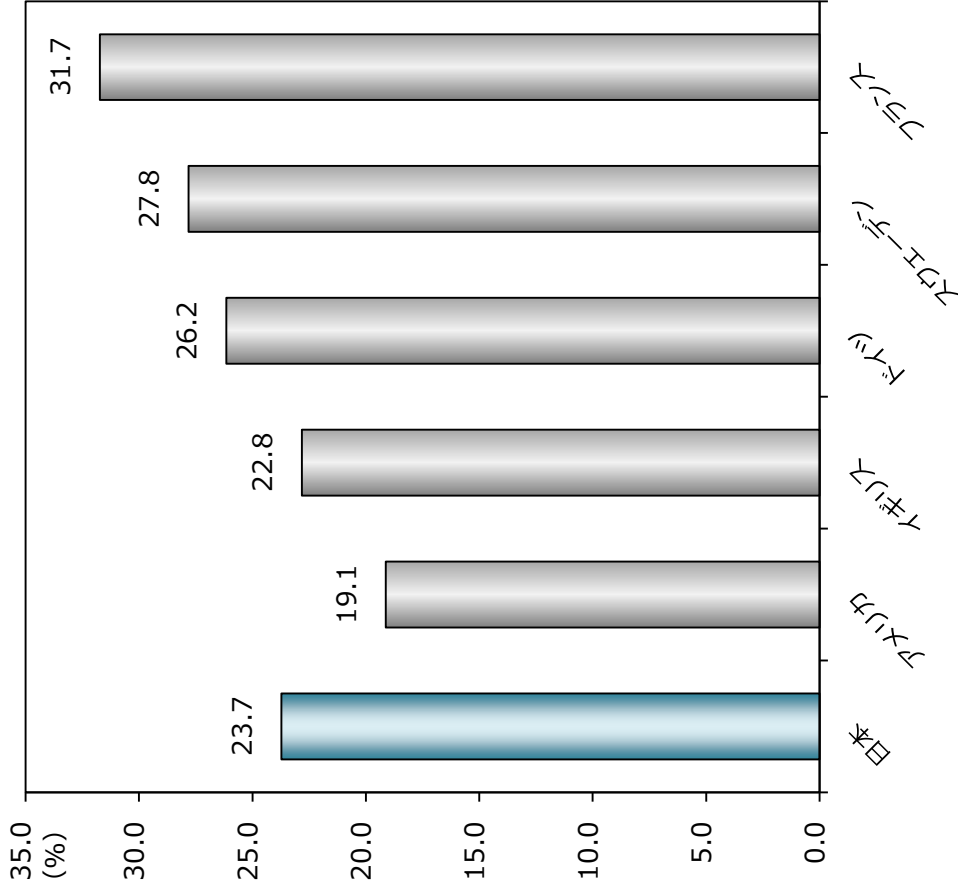
＜社会保障給付費の対GDP比の推移＞



	2000	2005	2010	2015 (年度)
社会保障給付費 (兆円)	78.4	88.6	105.4	114.9
名目GDP (兆円)	528.6	525.8	499.2	532.2

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」

＜社会支出の対GDP比 (2013年) の国際比較＞



《高齢化率》《25.1%》 《14.1%》 《17.0%》 《20.8%》 《19.9%》 《17.9%》 (2013年)

(出典) OECD "Social Expenditure," "Population"

(注) OECD基準に基づく「社会支出」は、施設整備費など直接個人には移転されない費用も計上されるといふ違いがあり、ILOの基準に基づく「社会保障給付費」に比べて範囲が広い。

# 「2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」に基づく

## マンパワーのシミュレーション 概要

(厚生労働省 平成30年5月21日)

平成30年5月21日 経済財政諮問会議資料より

○ 基本となる将来見通しに加え、今後の議論に資するため、①医療・介護需要が一定程度低下した場合、②医療・介護等における生産性が向上した場合を仮定して、将来の就業者数に関するシミュレーションを実施。

### 【シミュレーション（1）】

○ 医療・介護需要が一定程度低下した場合

※ これまでの受療率等の傾向や今後の寿命の伸び等を考慮し、高齢期において、医療の受療率が2.5歳分程度、介護の認定率が1歳分程度低下した場合

<2040年度の変化等>

- ・ 医療福祉分野における就業者数：  
▲81万人 [▲1.4%]

### 【シミュレーション（2）】

○ 医療・介護等における生産性が向上した場合

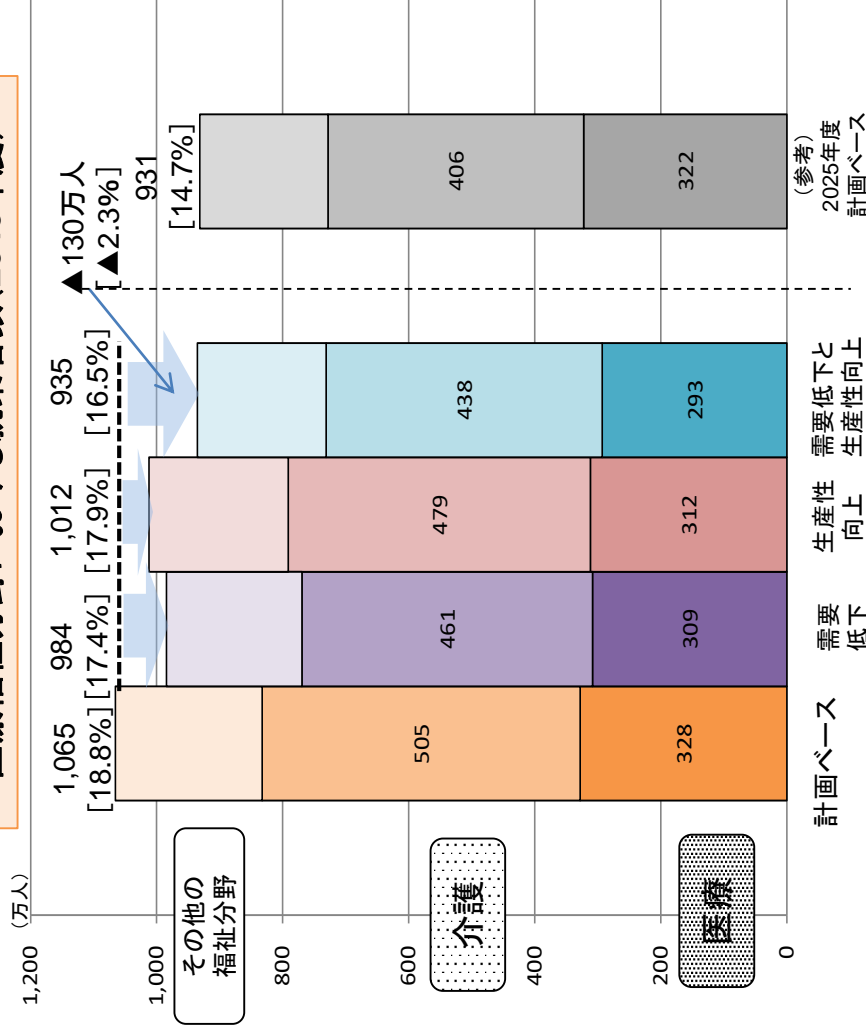
※ ICT等の活用に関する調査研究や先進事例等を踏まえ、医療・介護の生産性が各5%程度向上するなど、医療福祉分野における就業者数全体で5%程度の効率化が達成された場合

<2040年度の変化等>

- ・ 医療福祉分野における就業者数：  
▲53万人 [▲0.9%]

※：（1）と（2）が同時に生じる場合、2040年度の変化は▲130万人 [▲2.3%]

### 医療福祉分野における就業者数（2040年度）



【就業者数全体5,654万人】 (注) [ ]内は就業者数全体に対する割合。

(注) 医療福祉分野における就業者の見通しについては、①医療・介護分野の就業人数については、それぞれの需要の変化に応じて就業人数を推定して就業人数を計算。②その他の福祉分野を含めた医療福祉分野全体の就業人数については、医療・介護分野の就業人数の変化率を用いて機械的に計算。③医療福祉分野の短時間雇用者の比率等の雇用形態別の状況等については、現状のまま推移すると仮定して計算。



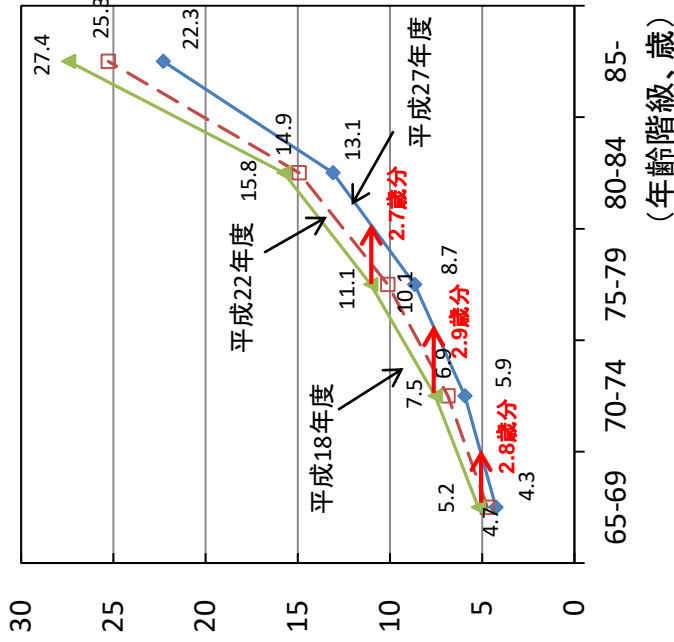
## 高齢者層における年齢階級別1人当たり受診日数等の推移

平成30年5月21日経済財政諮問会議資料より

- 高齢者層における年齢階級別1人当たり受診日数(受療率に対応)の推移をみると、入院、外来とも  
にどの年齢層でも低下。
- 介護については、ここ数年では、年齢階級別要介護(支援)認定率の低下がみられるものの、医療ほ  
ど顕著ではない。

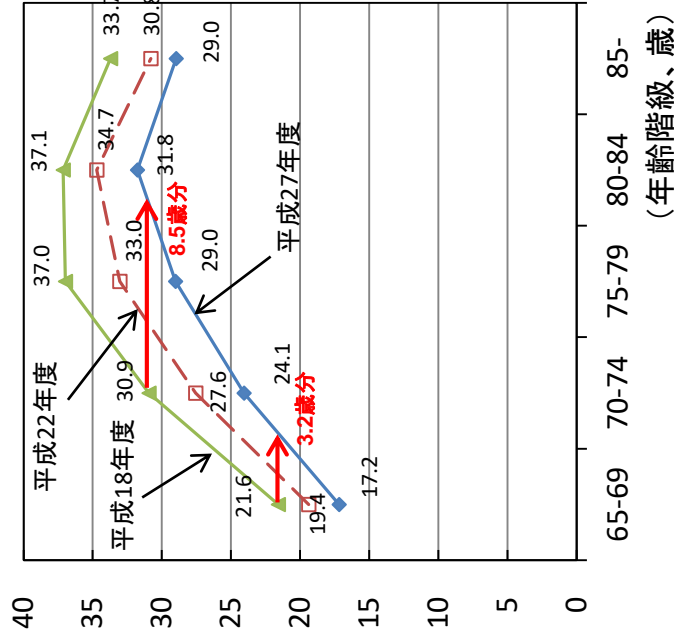
### 【入院】

(1人当たり受診日数、日)



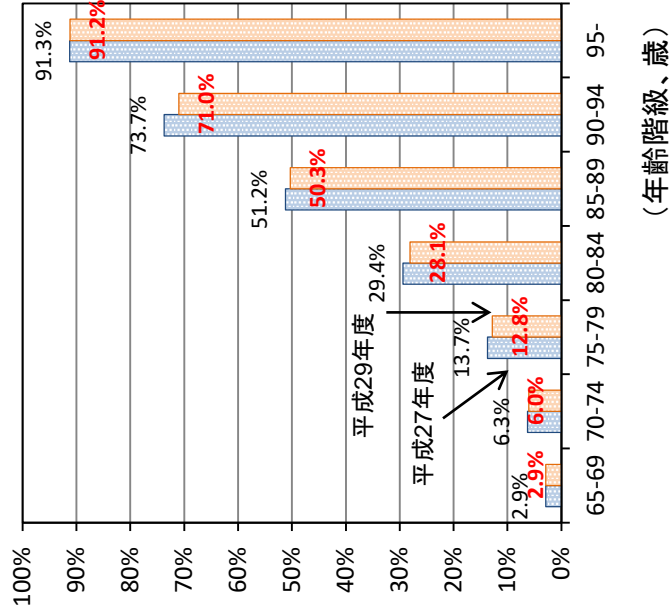
### 【外来】

(1人当たり受診日数、日)



### 【介護】

(認定率)



(出典)厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」、「介護給付費等実態調査」

外来は医科。認定率は、要支援認定者数+要介護認定者数の人口に対する割合。

平均寿命は、平成18年は男性79.00年、女性85.81年、平成22年は男性79.55年、女性86.30年、平成27年は男性80.75年、女性86.99年。

## 医療・介護の患者数・利用者数および就業者数

	現状投影				計画ベース		
	2018年度	2025年度	2040年度	2018年度	2025年度	2040年度	
患者数・利用者数等 (万人)	医療	132	144	155	132	140	
	外来	783	790	748	783	753	
	施設	104	129	171	104	162	
	居住系	46	56	75	46	76	
	在宅	353	417	497	353	509	
就業者数 (万人)	医療福祉分野における就業者数	823 [12.5%]	933 [14.7%]	1,068 [18.9%]	823 [12.5%]	931 [14.7%]	
	医療	309	327	334	309	328	
人口 (万人)	介護	334 (200)	402 (241)	501 (301)	334 (200)	406 (245)	
	総人口	12,618	12,254	11,092	12,618	11,092	
	15～64歳	7,516(59.6%)	7,170(58.5%)	5,978(53.9%)	7,516(59.6%)	7,170(58.5%)	
	20～39歳	2,696(21.4%)	2,471(20.2%)	2,155(19.4%)	2,696(21.4%)	2,155(19.4%)	
	40～64歳	4,232(33.5%)	4,163(34.0%)	3,387(30.5%)	4,232(33.5%)	3,387(30.5%)	
	65歳～	3,561(28.2%)	3,677(30.0%)	3,921(35.3%)	3,561(28.2%)	3,677(30.0%)	
	75歳～	1,800(14.3%)	2,180(17.8%)	2,239(20.2%)	1,800(14.3%)	2,239(20.2%)	
就業者数	6,580	6,353	5,654	6,580	6,353		

※ 患者数はある日に医療機関に入院中又は外来受診した患者数。利用者数は、ある月における介護サービスにおける利用者数であり、総合事業等における利用者数を含まない。  
 ※ 就業者数欄の「医療福祉分野における就業者数」は、医療・介護分に、その他の福祉分野の就業者数等を合わせた推計値。医療分、介護分ともに、直接に医療に従事する者や介護に従事する者以外に、間接業務に従事する者も含めた数値である。「」内は、就業数全体に対する割合。「」内は、介護職員の数。なお、介護職員数は、総合事業(従前相当及び基準緩和型)における就業者数を含む。

# 医療・介護の1人当たり保険料・保険料率の見通し①

## 【経済：ベースラインケース】

平成30年5月21日経済財政諮問会議資料より

	現状投影			計画ベース		
	2018年度	2025年度	2040年度	2018年度	2025年度	2040年度
	医療保険					
協会けんぽ	10.0%	①10.8% ②10.7%	①11.8% ②12.1%	10.0%	①10.6% ②10.5%	①11.5% ②11.8%
健保組合	9.2%	①10.0% ② 9.9%	①11.1% ②11.4%	9.2%	① 9.8% ② 9.7%	①10.9% ②11.2%
市町村国保 (2018年度賃金換算)	7,400円	①8,300円 ②8,200円	①8,400円 ②8,600円	7,400円	①8,100円 ②8,000円	①8,200円 ②8,400円
後期高齢者 (2018年度賃金換算)	5,800円	①6,500円 ②6,400円	①8,200円 ②8,400円	5,800円	①6,400円 ②6,300円	①8,000円 ②8,200円
介護保険						
1号保険料 (2018年度賃金換算)	約5,900円	約6,900円	約8,800円	約5,900円	約7,200円	約9,200円
2号保険料 協会けんぽ・健保組合	協会けんぽ1.57% 健保組合1.52%	1.9%	2.5%	協会けんぽ1.57% 健保組合1.52%	2.0%	2.6%
2号保険料 市町村国保 (2018年度賃金換算)	約2,800円	約3,300円	約4,200円	約2,800円	約3,500円	約4,400円

※ 医療保険の2018年度における保険料は2018年度実績見込み(協会けんぽは実際の保険料率、健保組合は健康保険組合連合会「平成30年度健康組合予算早期集計結果」より、市町村国保は予算ベースの所要保険料、後期高齢者は広域連合による見込みを基にした推計値)である。また、2025年度及び2040年度の保険料は2018年度の保険料と各制度の所要保険料の伸びから算出している。

※ 介護保険の2018年度における2号保険料の値は、健康保険組合連合会「平成30年度健康組合予算早期集計結果」による。また、市町村国保の保険料額は、1人当たり介護納付金額の月額について、公費を除いた額である。2018年度におけるそのほかの保険料は、実際の基準保険料額・保険料率である。



## 5. 医療費の地域差

# 医療費の地域差分析

## 医療費の地域差分析について

- 医療費の地域差の要因としては人口の年齢構成、病床数等医療提供体制、健康活動の状況・健康に対する意識、受診行動、住民の生活習慣、医療機関側の診療パターンなどが指摘されている。
- 医療費の地域差分析は、人口の年齢構成の相違による分を補正した「1人当たり年齢調整後医療費」と、それを全国平均の1人当たりの医療費で指数化した「地域差指数」について、診療種別・疾病分類別・三要素別などの分解を行い、地域差を見える化したもの。詳細なデータは以下のURLに掲載している。これはその抜粋である。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryohoken/database/iryomap/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryohoken/database/iryomap/index.html)
- 都道府県別の1人当たり年齢調整後医療費及び地域差指数の算出に用いた計算式は以下のとおり。

(1人当たり年齢調整後医療費)

$$= (\text{仮に当該地域の加入者の年齢構成が全国平均と同じとした場合の1人当たり医療費}) = (\sum_{i,j} P_i \cdot a_{ij}) / P$$

(地域差指数)

$$= \frac{(1人当たり年齢調整後医療費)}{(全国平均の1人当たり医療費)} = \frac{(\sum_{i,j} P_i \cdot a_{ij}) / P}{(\sum_{i,j} P_i \cdot A_{ij}) / P} = \frac{\sum_{i,j} P_i \cdot a_{ij}}{\sum_{i,j} P_i \cdot A_{ij}}$$

$\sum_{i,j}$  は年齢階級*i*と診療種別*j*について和を取ることを意味する。

$P_i$	: 全国の年齢階級の加入者数
$P$	: 全国の加入者数
$a_{ij}$	: 当該地域の年齢階級 <i>i</i> 、診療種別 <i>j</i> の1人当たり医療費
$A_{ij}$	: 全国の年齢階級 <i>i</i> 、診療種別 <i>j</i> の1人当たり医療費

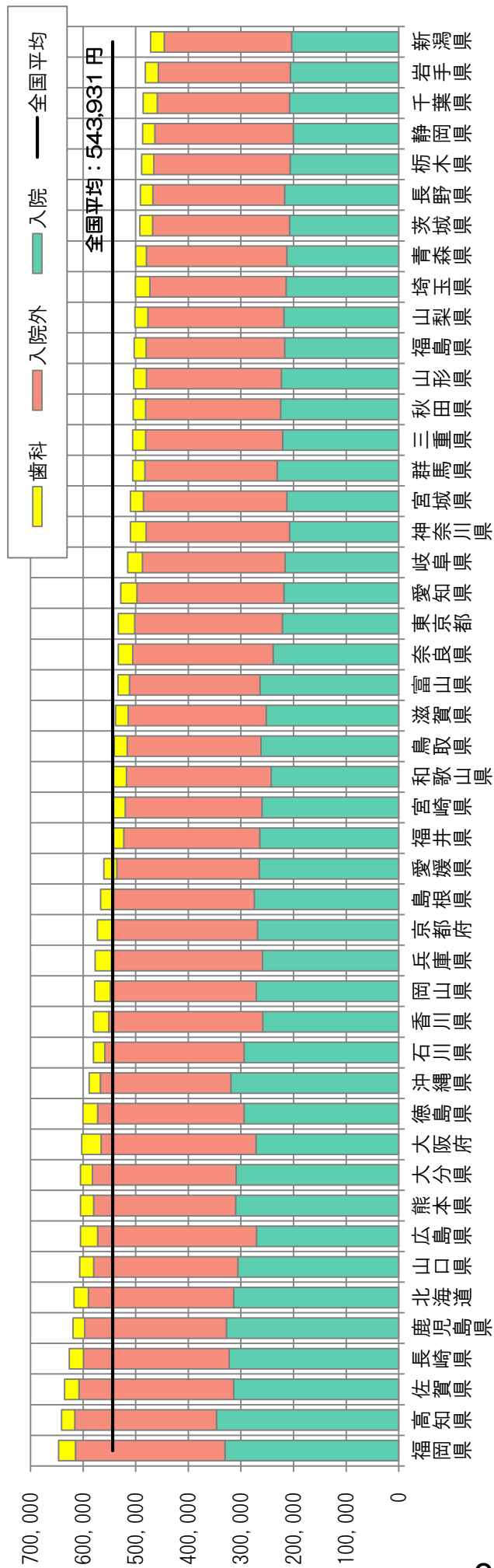
## 分析内容の拡充について

- 従来は、保険者からレセプト情報を集めて集計を行っている「医療給付実態調査」の結果をもとに、地域保険のみを対象とした分析を行っていたが、平成28年度分の公表からNDBデータを活用することにより、以下のとおり、分析内容の拡充を行った。
  - 従来よりも1年早く、地域差の概況を把握することが可能になったため、「医療費（電算処理分）の地域差分析」の公表を開始
  - 一定の推計の下、全制度を対象とした分析を行うことが可能になったため、「国民医療費ベースの地域差」及び「全制度計の地域差」の公表を開始
  - 調剤医療費については、調剤レセプトから疾病に関する情報が得られないが、調剤レセプトを入院外レセプトに紐付けすることで、当該入院外レセプトから得られる疾病をもとに、調剤医療費を疾病分類別に集計
  - 初診に係る診療行為を含むレセプトの件数から初診件数を集計し、入院外医療費の新三要素別寄与度を算出

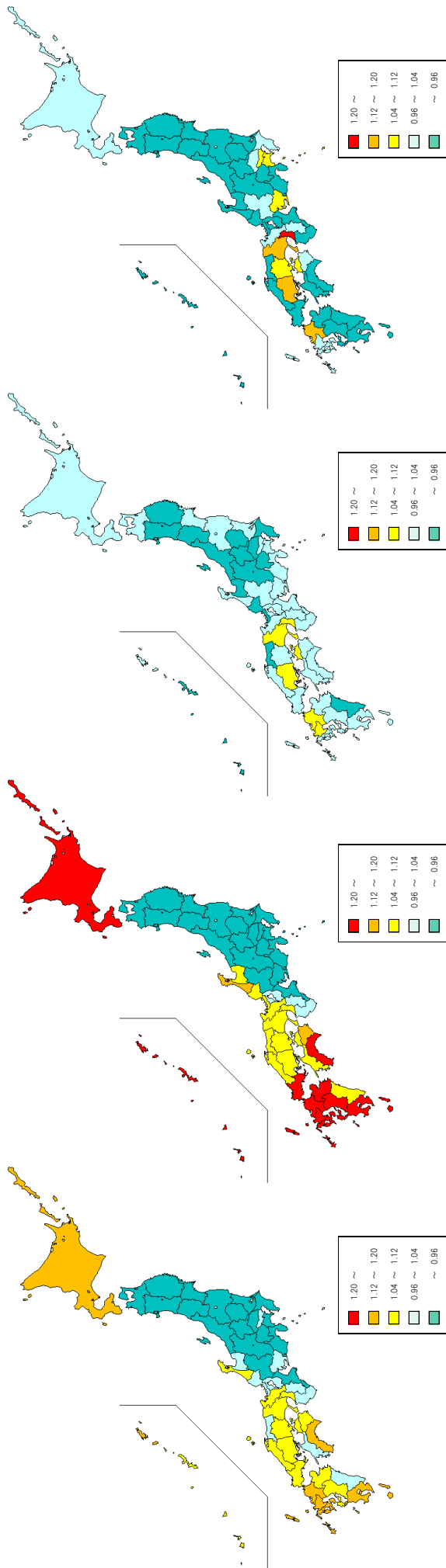


② 1人当たりの年齢調整後医療費及び地域差指数（続き）

（市町村国民健康保険十後期高齢者医療制度の地域差 [平成28年度]）



<診療種別計>



<入院>

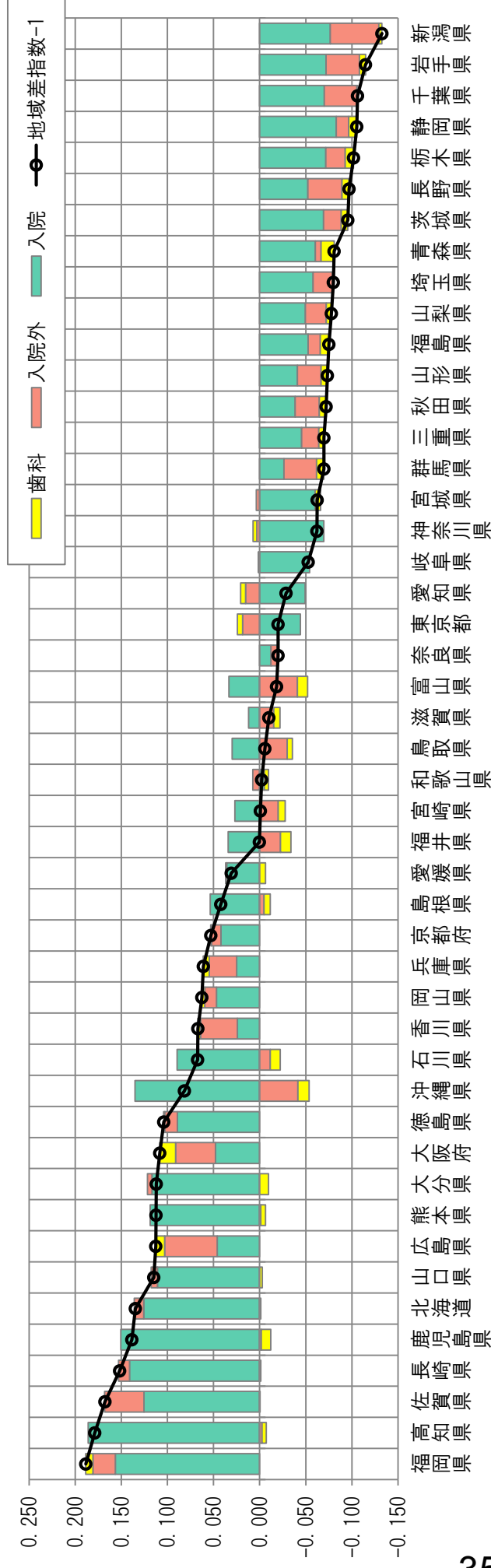
<入院外>

<歯科>

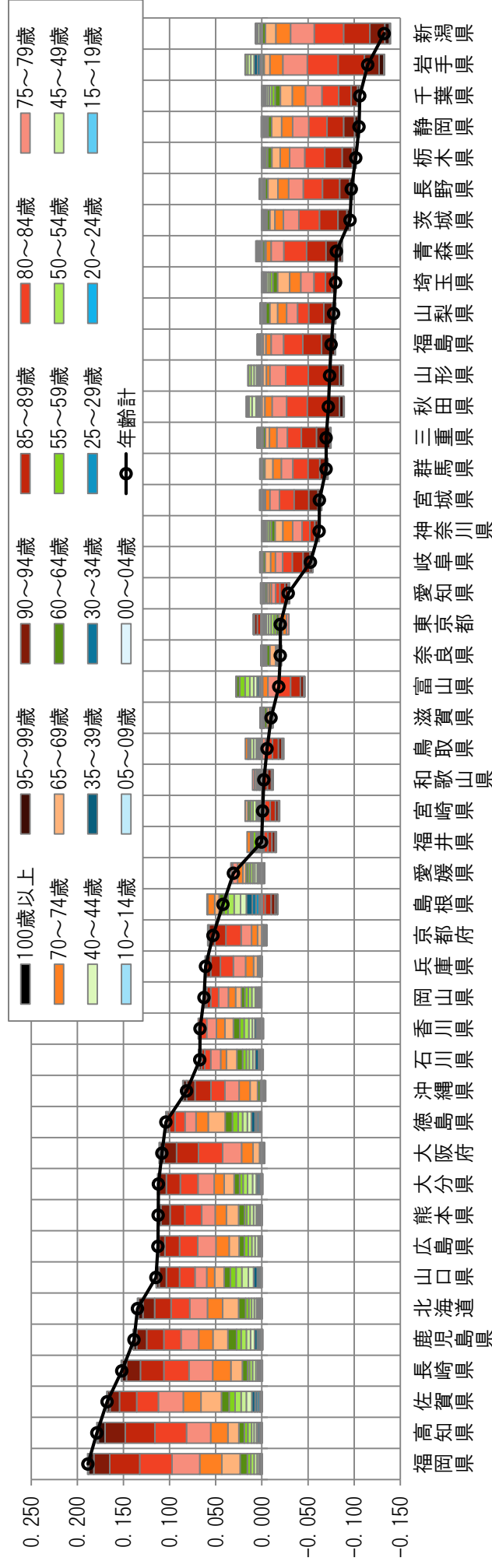
### ③ 地域差に対する各種寄与度

(市町村国民健康保険十後期高齢者医療制度の地域差 [平成28年度])

a. 地域差指数(診療種別計)に対する診療種別寄与度

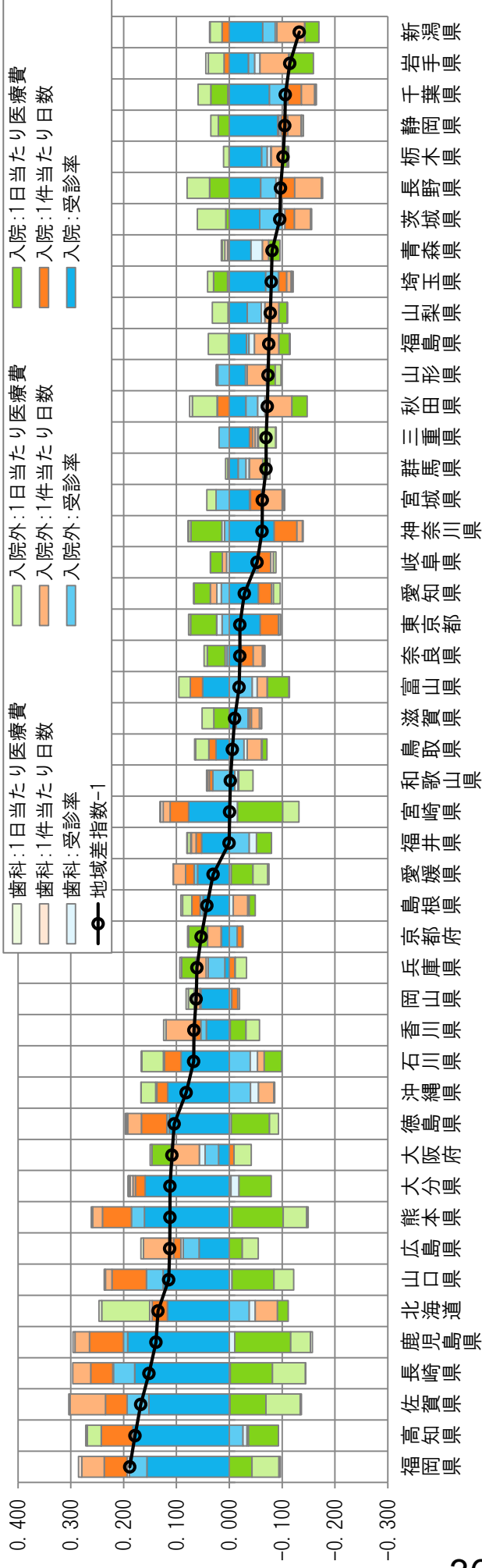


b. 地域差指数(診療種別計)に対する年齢階級別寄与度

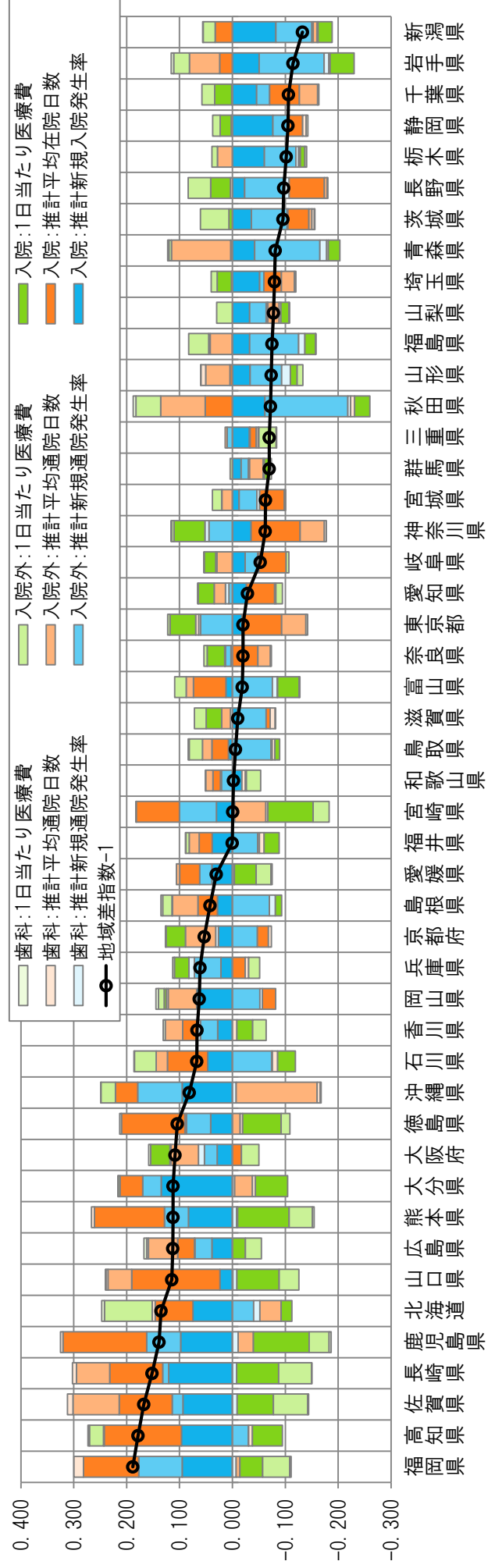


(注) 各都道府県の地域差指数の全国平均からのかい離 (地域差指数-1) を各種寄与度に分解したものの。

c. 地域差指数(診療種別計)に対する診療種別三要素別寄与度



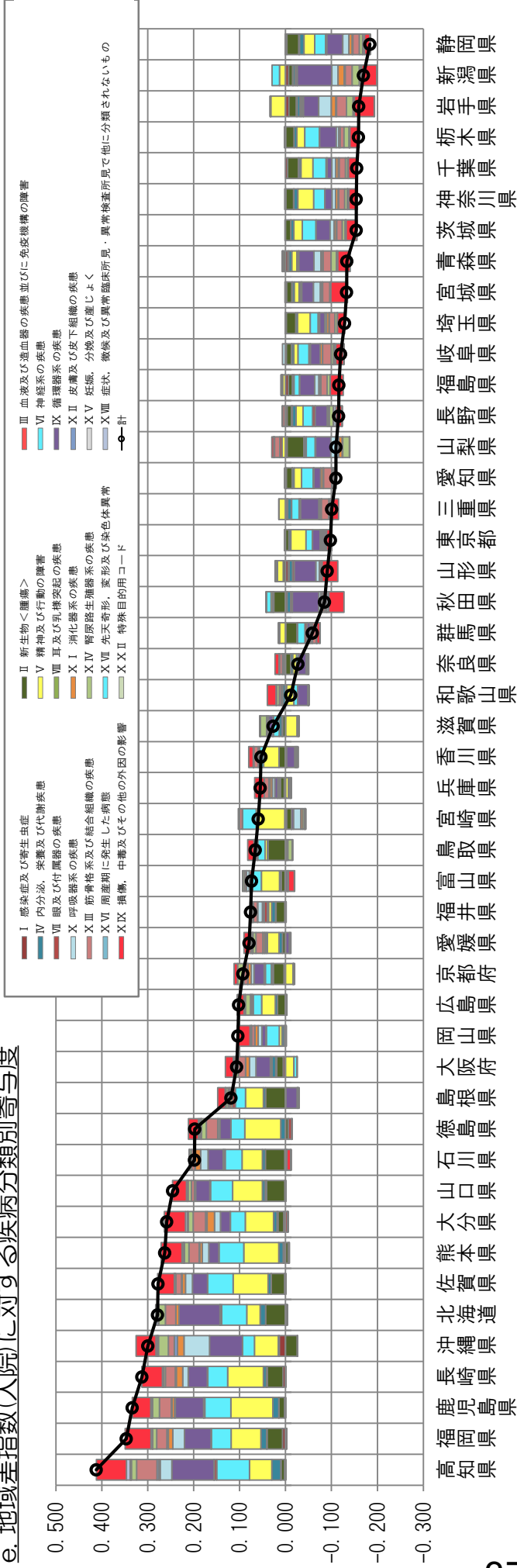
d. 地域差指数(診療種別計)に対する診療種別新三要素別寄与度



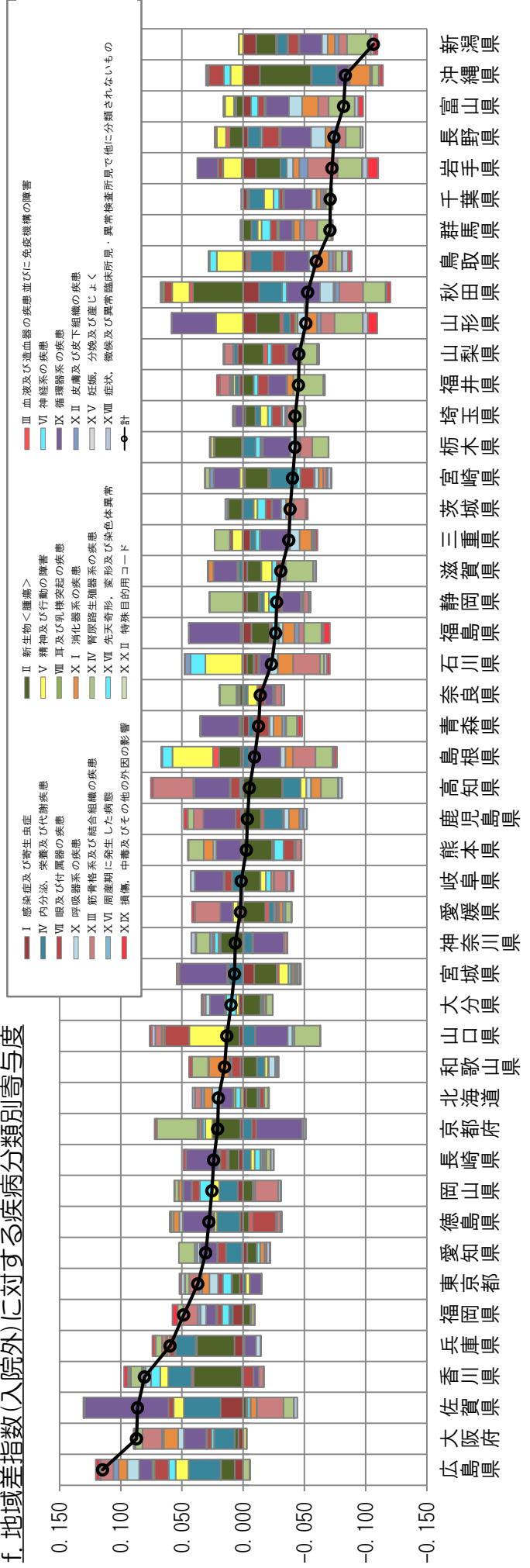
(注) 各都道府県の地域差指数の全国平均からのかい離(地域差指数-1)を診療種別の寄与度に分解したものの。



e. 地域差指数(入院)に対する疾病分類別寄与度



f. 地域差指数(入院外)に対する疾病分類別寄与度



(注) 各都道府県の地域差指数の全国平均からのかい離(地域差指数-1)を診療種別の寄与度に分解したものの。

# 国民医療費ベースの地域差 [平成28年度]

## ① 1人当たりの実績医療費及び対全国比

計	入院			入院外			歯科		
	円	対全国比	順位	円	対全国比	順位	円	対全国比	順位
	円	対全国比	順位	円	対全国比	順位	円	対全国比	順位
全国平均	331,970	1.000	—	178,800	1.000	—	22,511	1.000	—
北海道	391,256	1.179	8	178,176	1.364	7	189,985	1.063	14
青森県	341,299	1.028	24	131,168	1.004	29	191,338	1.070	13
岩手県	321,136	0.967	33	125,000	0.957	33	175,158	0.980	30
宮城県	309,056	0.931	36	114,721	0.878	39	174,120	0.974	31
秋田県	364,156	1.097	15	148,515	1.137	18	194,257	1.086	10
山形県	338,185	1.019	26	136,298	1.043	26	181,312	1.014	25
福島県	326,565	0.984	30	125,776	0.963	32	141,326	1.014	24
茨城県	304,028	0.916	41	113,046	0.865	40	170,706	0.955	41
栃木県	304,120	0.916	40	111,699	0.855	41	173,143	0.968	33
群馬県	316,624	0.954	35	124,708	0.954	34	172,344	0.964	36
埼玉県	291,480	0.878	47	104,280	0.798	46	165,666	0.928	44
千葉県	293,521	0.884	46	105,693	0.809	44	165,795	0.927	45
東京都	304,294	0.917	39	107,340	0.822	43	173,613	0.971	32
神奈川県	297,113	0.895	45	102,581	0.785	47	171,055	0.957	38
新潟県	307,699	0.927	38	118,941	0.910	37	167,410	0.936	42
富山県	332,328	1.001	28	144,863	1.109	21	168,615	0.943	42
石川県	343,875	1.036	22	153,258	1.173	15	172,111	0.963	42
福井県	335,422	1.010	27	146,675	1.123	20	170,844	0.956	40
山梨県	328,916	0.991	29	127,831	0.978	31	180,843	1.011	26
長野県	321,312	0.968	32	129,119	0.988	30	172,605	0.965	35
岐阜県	325,470	0.980	31	118,447	0.907	38	183,680	1.027	23
静岡県	307,972	0.928	37	111,632	0.854	42	176,925	0.990	28
愛知県	299,281	0.902	43	104,556	0.800	45	170,907	0.956	39
三重県	318,418	0.959	34	121,571	0.930	36	175,940	0.984	29
滋賀県	299,151	0.901	44	121,727	0.932	35	158,457	0.843	42
京都府	343,109	1.034	23	140,883	1.078	24	180,537	1.010	27
大阪府	363,365	1.095	16	139,669	1.069	25	195,109	1.091	6
兵庫県	347,790	1.048	21	135,797	1.039	27	187,464	1.048	17
奈良県	340,708	1.026	25	134,366	1.028	28	183,850	1.028	22
和歌山県	374,423	1.128	14	148,113	1.134	19	204,193	1.142	1
鳥取県	347,895	1.048	20	154,737	1.184	14	172,807	0.966	34
島根県	375,507	1.131	11	166,232	1.272	11	189,420	1.059	15
岡山県	359,060	1.082	19	149,399	1.143	17	185,587	1.038	19
広島県	360,169	1.085	17	142,615	1.082	23	192,774	1.078	11
山口県	396,270	1.194	4	179,268	1.372	5	194,763	1.089	8
徳島県	394,667	1.189	5	172,933	1.324	4	224,400	1.084	6
香川県	375,000	1.130	13	150,412	1.151	16	200,000	1.119	2
愛媛県	375,055	1.130	12	159,709	1.222	12	194,836	1.090	7
高知県	440,083	1.326	1	220,111	1.685	1	198,613	1.111	3
福岡県	376,430	1.134	10	167,339	1.281	10	184,032	1.029	21
佐賀県	392,150	1.181	7	174,879	1.338	8	195,290	1.092	5
長崎県	410,168	1.236	2	193,416	1.480	3	194,440	1.087	9
熊本県	386,979	1.166	6	179,256	1.372	6	187,091	1.046	18
大分県	392,759	1.183	6	182,241	1.395	4	191,379	1.070	12
宮崎県	360,036	1.085	18	155,748	1.192	13	184,215	1.030	20
鹿児島県	404,520	1.219	3	196,274	1.502	2	188,760	1.056	16
沖縄県	299,305	0.902	42	143,294	1.097	22	138,568	0.775	47

(注1) 歯科診療医療費(入院)と入院時食事・生活医療費の合計を「入院」、医科診療医療費(入院外)、薬局調剤医療費、訪問看護医療費及び療養費等の合計を「入院外」、歯科診療医療費を「歯科」としている。  
 (注2) 被用者保険及び国民健康保険組合の加入者については、レポート情報から加入者の住所を把握することができないため、一定の推計の下、都道府県別の医療費を算出している。

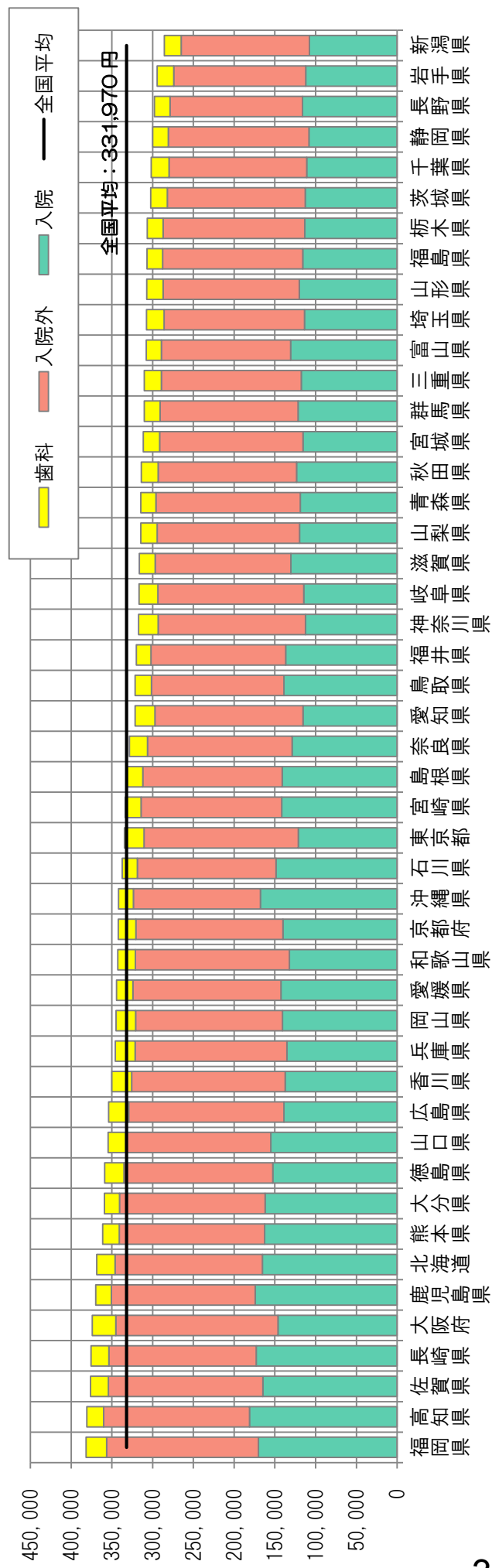
## ② 1人当たりの年齢調整後医療費及び地域差指数

計	入院			入院外			歯科		
	円	地域差指数	順位	円	地域差指数	順位	円	地域差指数	順位
	円	地域差指数	順位	円	地域差指数	順位	円	地域差指数	順位
全国平均	331,970	1.000	—	130,659	1.000	—	178,800	1.000	—
北海道	368,532	1.110	7	165,431	1.266	6	180,652	1.010	14
青森県	314,466	0.947	32	118,857	0.910	33	177,220	0.991	23
岩手県	294,530	0.887	46	112,163	0.858	44	161,976	0.906	44
宮城県	311,645	0.939	34	115,602	0.885	38	175,717	0.983	25
秋田県	313,848	0.945	33	123,255	0.943	28	170,113	0.951	34
山形県	307,322	0.926	39	119,946	0.918	31	167,301	0.936	39
福島県	307,051	0.925	40	115,840	0.887	36	172,088	0.962	31
茨城県	302,226	0.910	42	112,696	0.863	42	169,359	0.947	37
栃木県	306,504	0.923	41	113,227	0.867	41	174,036	0.973	27
群馬県	310,384	0.935	35	121,475	0.930	29	169,483	0.948	36
埼玉県	307,422	0.926	38	113,700	0.870	40	172,156	0.963	30
千葉県	301,793	0.909	43	111,026	0.850	45	168,715	0.944	38
東京都	334,635	1.008	21	121,382	0.929	30	189,122	1.058	5
神奈川県	317,172	0.955	28	112,327	0.860	43	180,815	1.011	13
新潟県	285,765	0.861	47	107,634	0.824	47	157,352	0.823	21
富山県	307,774	0.927	37	130,547	0.999	25	158,714	0.888	46
石川県	337,336	1.016	20	148,747	1.138	12	170,043	0.951	35
福井県	319,886	0.964	27	136,842	1.047	22	165,179	0.924	41
山梨県	314,497	0.947	31	119,881	0.918	32	174,598	0.976	26
長野県	297,932	0.897	45	116,262	0.890	35	162,405	0.908	43
岐阜県	316,613	0.954	29	114,445	0.876	39	179,070	1.002	18
静岡県	300,030	0.904	44	108,215	0.828	46	172,603	0.965	28
愛知県	321,662	0.969	25	115,618	0.885	37	181,594	1.016	10
三重県	310,225	0.934	36	117,489	0.899	34	171,967	0.962	32
滋賀県	316,366	0.953	30	130,355	0.998	26	168,592	0.932	40
京都府	342,273	1.031	18	140,043	1.072	18	180,478	1.009	15
大阪府	374,079	1.127	5	146,250	1.119	13	198,947	1.113	1
兵庫県	345,886	1.042	14	135,311	1.036	23	186,127	1.041	8
奈良県	328,391	0.989	24	128,951	0.987	27	177,348	0.992	22
和歌山県	342,873	1.033	17	132,105	1.011	24	189,198	1.058	4
鳥取県	321,607	0.969	26	138,790	1.062	20	162,763	0.910	42
島根県	331,257	0.998	23	140,979	1.079	16	170,981	0.956	33
岡山県	344,977	1.039	15	140,846	1.078	17	180,195	1.008	16
広島県	353,965	1.066	12	138,971	1.064	19	190,310	1.064	2
山口県	354,762	1.069	11	154,900	1.186	10	178,234	0.997	21
徳島県	358,945	1.081	10	152,513	1.167	11	182,671	1.022	9
香川県	349,958	1.054	13	137,390	1.052	21	188,521	1.054	6
愛媛県	344,294	1.037	16	142,692	1.092	14	181,569	1.015	11
高知県	380,765	1.147	2	181,048	1.386	1	179,142	1.002	17
福岡県	381,648	1.150	1	170,071	1.302	4	186,331	1.042	7
佐賀県	376,329	1.134	3	164,747	1.261	7	189,687	1.061	3
長崎県	375,568	1.131	4	172,813	1.323	3	181,037	1.013	12
熊本県	361,472	1.089	8	162,658	1.245	8	178,416	0.998	20
大分県	359,344	1.082	9	161,989	1.240	9	178,602	0.999	19
宮崎県	333,775	1.005	22	141,545	1.083	15	172,573	0.965	29
鹿児島県	369,956	1.114	6	174,138	1.333	2	178,508	0.987	24
沖縄県	341,918	1.030	19	167,865	1.285	5	155,744	0.871	47

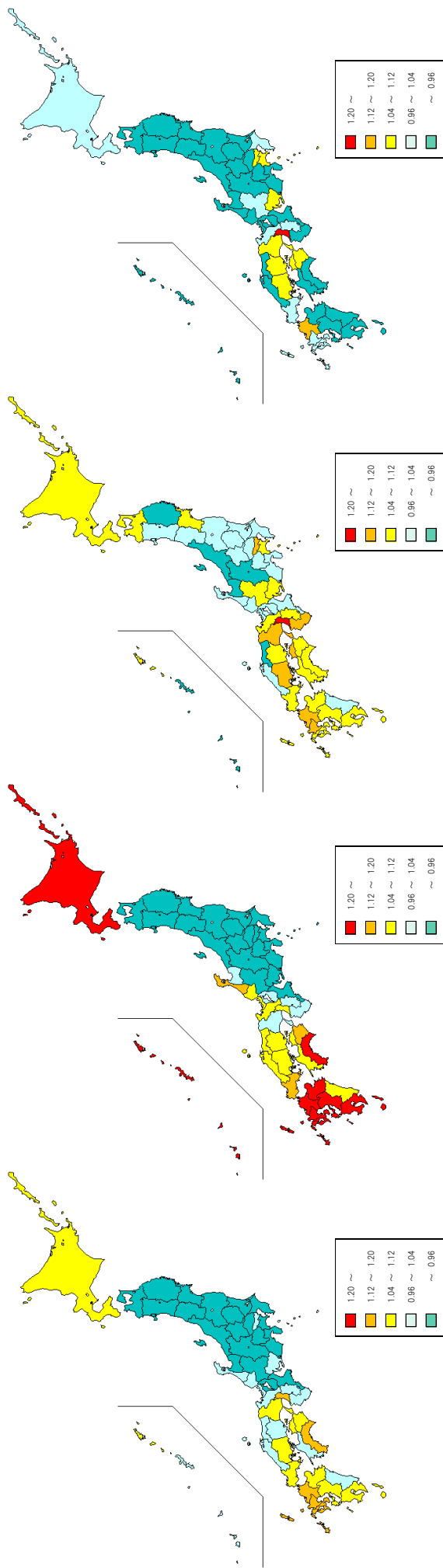


② 1人当たりの年齢調整後医療費及び地域差指数（続き）

（国民医療費ベースの地域差 [平成28年度]）



<診療種別計>



<入院>

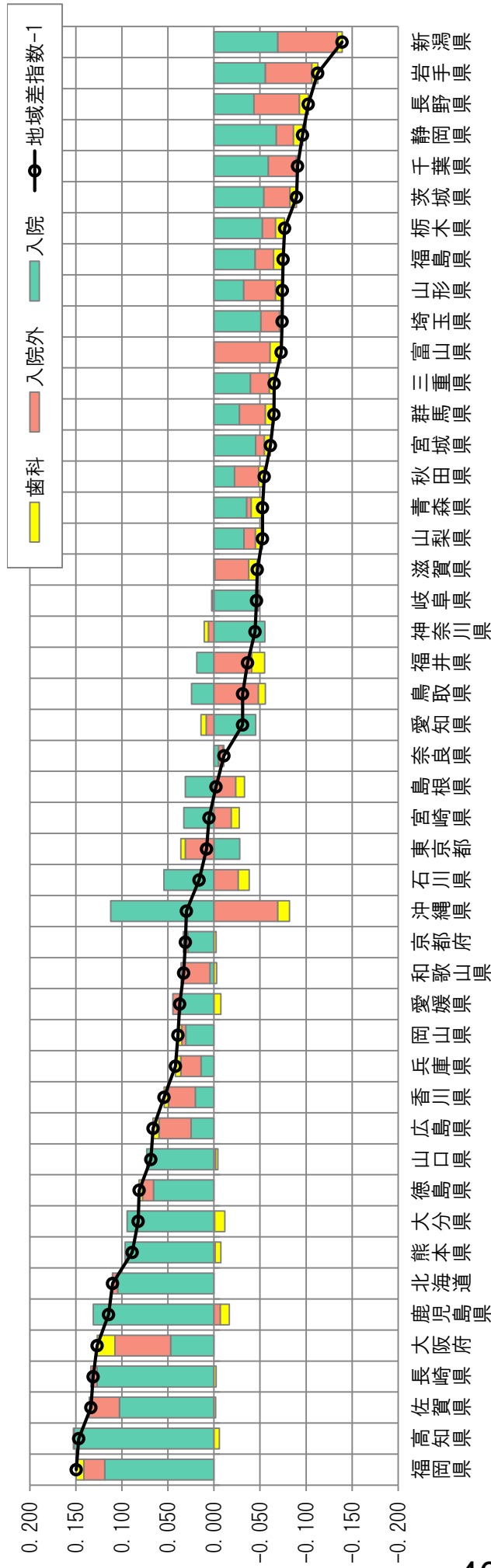
<入院外>

<歯科>

### ③ 地域差に対する各種寄与度

(国民医療費ベースの地域差 [平成28年度])

地域差指数(診療種別計)に対する診療種別寄与度



(注) 各都道府県の地域差指数の全国平均からのかい離(地域差指数-1)を各種寄与度に分解したものの。

# 市町村国民健康保険十後期高齢者医療制度の地域差 [平成29年度 電算処理分]

## ① 1人当たりの実績医療費及び対全国比

	計		入院		入院外		歯科		
	円	順位	対全国比	円	対全国比	円	対全国比		
全国平均	555,626	—	252,851	1,000	276,116	1,000	26,659	1,000	
北海道	635,052	1,143	340,149	1,345	292,298	1,059	26,158	0,981	
青森県	505,827	0,910	219,130	0,867	275,479	0,998	19,082	0,716	
岩手県	491,077	0,884	229,045	0,906	272,625	0,987	34	0,913	
宮城県	519,501	0,935	225,134	0,890	280,053	1,014	23	0,901	
秋田県	503,788	0,918	252,275	0,928	287,677	1,042	13	0,885	
山形県	514,098	0,925	255,244	1,009	281,496	1,019	19	0,902	
福島県	515,462	0,928	236,072	0,934	31	277,600	1,005	28	22,333
茨城県	504,666	0,908	207,139	0,819	44	258,795	0,937	42	22,617
栃木県	498,713	0,898	207,230	0,820	43	258,092	0,935	43	21,763
群馬県	516,529	0,930	235,804	0,933	32	254,704	0,922	45	22,559
埼玉県	511,555	0,921	200,804	0,794	47	257,148	0,931	44	25,851
千葉県	498,791	0,898	204,020	0,807	46	252,237	0,914	46	26,066
東京都	545,871	1,041	204,863	0,810	45	261,691	0,948	41	27,360
神奈川県	525,122	0,945	208,023	0,823	42	273,339	0,990	33	28,451
新潟県	479,860	0,864	230,197	0,910	35	264,800	0,959	39	25,946
富山県	546,017	0,983	307,505	1,216	13	275,260	0,997	32	22,132
石川県	590,658	1,063	322,229	1,274	12	281,003	1,018	21	21,282
福井県	553,698	0,997	303,420	1,200	14	279,200	1,011	26	21,379
山梨県	510,608	0,919	231,485	0,915	34	262,046	0,949	40	23,840
長野県	493,697	0,890	234,115	0,926	33	267,278	0,968	38	23,315
岐阜県	527,650	0,959	228,238	0,903	37	284,997	1,032	15	28,121
静岡県	498,490	0,897	212,095	0,839	41	275,316	0,997	31	22,683
愛知県	540,033	0,972	216,243	0,855	40	281,294	1,019	20	29,685
三重県	520,102	0,936	239,824	0,948	30	279,881	1,014	25	24,682
滋賀県	544,662	0,986	257,556	1,019	24	270,290	0,979	36	23,830
京都府	583,009	1,049	278,686	1,102	20	281,700	1,020	18	27,460
大阪府	614,873	1,107	259,323	1,026	23	286,264	1,037	14	34,637
兵庫県	591,869	1,065	297,317	1,077	22	297,177	1,077	7	30,880
奈良県	550,869	0,991	253,310	1,002	27	278,442	1,008	27	27,065
和歌山県	550,023	0,990	253,910	1,004	26	277,050	1,003	29	23,900
鳥取県	549,210	0,988	297,201	1,175	16	272,002	0,985	35	23,877
島根県	577,204	1,038	326,664	1,292	11	303,529	1,099	3	33,739
岡山県	588,386	1,059	302,582	1,197	15	294,823	1,068	9	28,711
広島県	610,495	1,099	293,709	1,162	10	318,900	1,155	1	32,800
山口県	614,899	1,107	300,940	1,388	4	302,371	1,095	5	25,721
徳島県	613,727	1,105	333,387	1,319	7	298,239	1,080	6	27,127
香川県	595,000	1,071	291,113	1,151	18	315,662	1,143	2	29,462
愛媛県	569,570	1,025	289,222	1,144	19	288,194	1,044	12	24,359
高知県	638,805	1,150	381,500	1,509	1	389,544	1,509	1	283,580
福岡県	653,410	1,176	330,919	1,309	10	280,778	1,017	22	28,418
佐賀県	638,320	1,149	333,334	1,318	8	303,378	1,099	4	26,996
長崎県	642,350	1,156	349,389	1,382	5	288,386	1,044	11	27,174
熊本県	619,360	1,115	331,059	1,309	9	279,892	1,014	24	24,667
大分県	626,173	1,127	352,991	1,396	4	352,991	1,396	4	352,991
宮崎県	553,773	0,997	272,964	1,080	21	270,288	0,979	37	23,327
鹿児島県	641,439	1,154	366,890	1,451	3	366,890	1,451	3	366,890
沖縄県	600,446	1,081	252,812	1,000	28	208,400	0,755	47	18,612

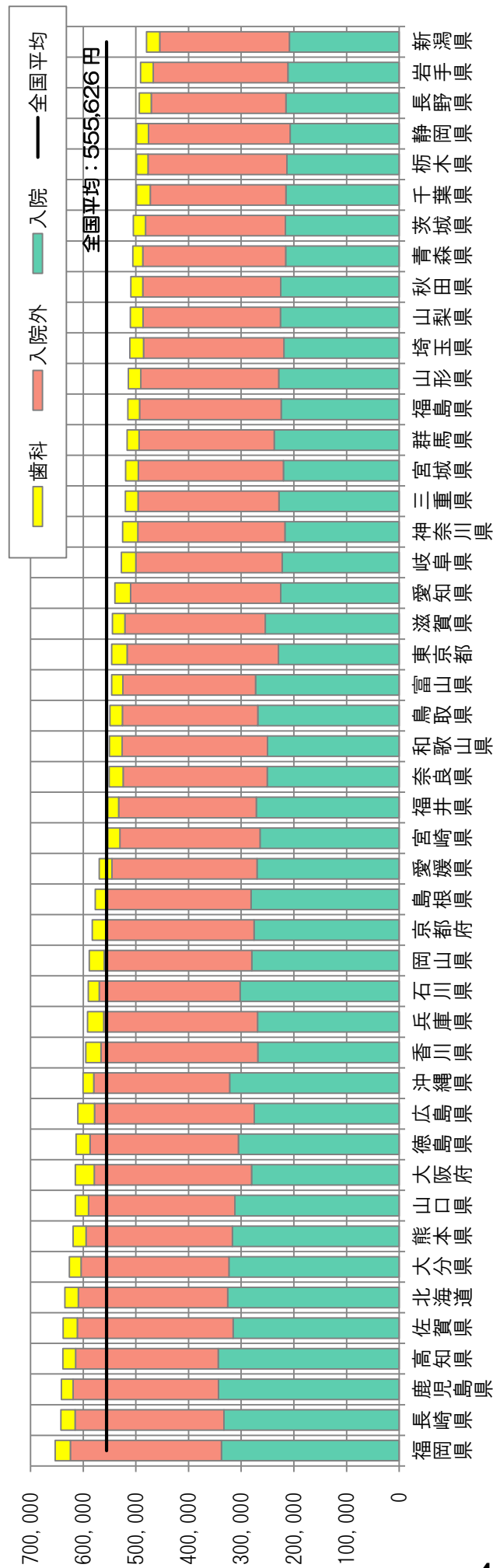
(注1) 市町村国民健康保険の医療費については、歯科診療医療費(入院外)と入院時食事・生活療養に係る医療費の合計を「入院」、歯科診療医療費(入院外)と調剤診療費の合計を「入院外」、歯科診療医療費(入院外)と調剤診療費(入院外)と調剤診療費の合計を「入院外」、歯科診療医療費(入院外)と調剤診療費(入院外)と調剤診療費(入院外)と調剤診療費(入院外)と調剤診療費(入院外)の合計を「入院」  
(注2) 後期高齢者医療制度の医療費については、歯科診療医療費(入院)と入院時食事・生活療養に係る医療費(医科分)の合計を「入院」、歯科診療医療費(入院外)と調剤診療費(医科分)の合計を「調剤」  
(注3) 本分析の対象とする医療費は、NDBに収録された電子レシートに限られ、再審査請求や過誤調整等が未反映であることから、各年度の事業年報等の報告値とは一致しない。

## ② 1人当たりの年齢調整後医療費及び地域差指数

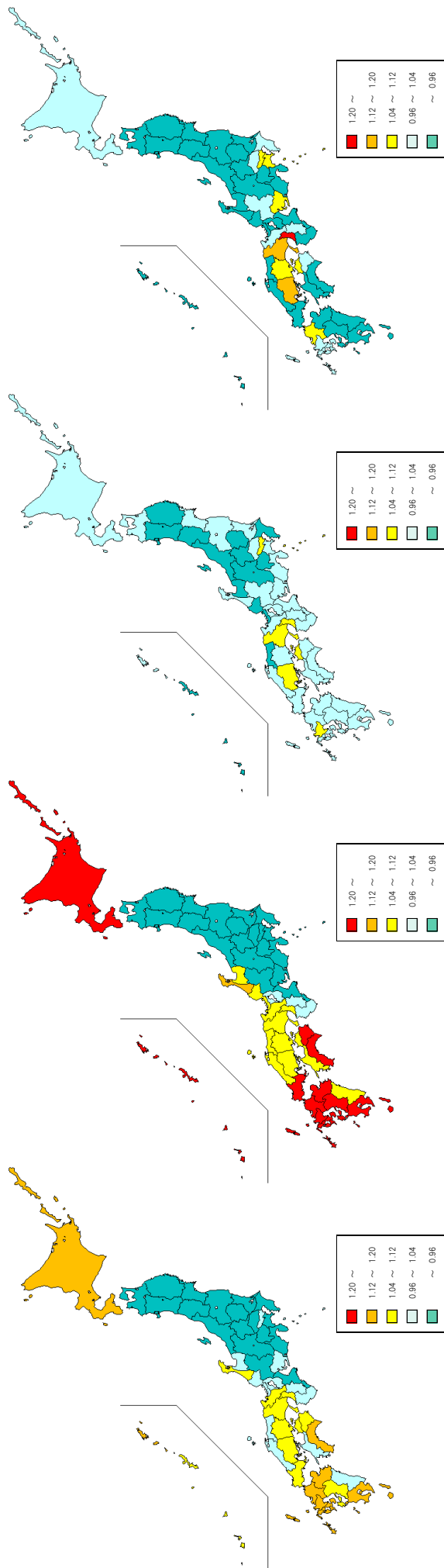
	計		入院		入院外		歯科	
	円	順位	地域差指数	円	地域差指数	円	地域差指数	
全国平均	555,626	—	252,851	1,000	276,116	1,000	26,659	—
北海道	635,052	1,143	325,922	1,289	283,348	1,026	9	25,782
青森県	505,827	0,910	215,748	0,853	271,154	0,982	25	18,925
岩手県	491,077	0,884	211,285	0,836	255,968	0,927	44	23,825
宮城県	519,501	0,935	219,642	0,869	275,926	0,999	20	23,933
秋田県	503,788	0,918	225,119	0,890	261,680	0,948	36	22,986
山形県	514,098	0,925	228,901	0,905	261,680	0,948	37	23,517
福島県	515,462	0,928	223,946	0,886	269,342	0,975	27	22,774
茨城県	504,666	0,908	216,226	0,855	265,646	0,962	34	22,794
栃木県	498,713	0,898	213,443	0,844	263,393	0,954	35	21,876
群馬県	516,529	0,930	237,513	0,939	256,405	0,929	43	22,611
埼玉県	511,555	0,921	219,129	0,867	266,242	0,964	32	26,184
千葉県	498,791	0,898	215,323	0,852	257,319	0,932	41	26,149
東京都	545,871	1,041	229,409	0,907	287,435	1,041	6	29,027
神奈川県	525,122	0,945	216,833	0,858	279,559	1,012	15	28,730
新潟県	479,860	0,864	208,612	0,825	246,205	0,892	47	25,043
富山県	546,017	0,983	262,890	1,079	251,826	0,912	46	21,301
石川県	590,658	1,063	302,023	1,194	267,724	0,970	30	20,911
福井県	553,698	0,997	271,540	1,074	261,166	0,946	39	20,992
山梨県	510,608	0,919	225,427	0,892	261,212	0,946	38	23,969
長野県	493,697	0,890	215,336	0,852	255,310	0,925	45	23,051
岐阜県	527,650	0,959	221,982	0,878	277,954	1,007	16	27,714
静岡県	498,490	0,897	207,170	0,819	268,978	0,974	28	22,342
愛知県	540,033	0,972	225,025	0,890	285,247	1,033	8	29,735
三重県	520,102	0,936	228,215	0,903	267,771	0,970	29	24,116
滋賀県	544,662	0,986	254,157	1,005	268,854	0,966	31	23,661
京都府	583,009	1,049	275,733	1,090	279,862	1,014	14	27,414
大阪府	614,873	1,107	280,151	1,108	299,047	1,083	2	35,675
兵庫県	591,869	1,065	268,829	1,063	292,480	1,059	5	30,560
奈良県	550,869	0,991	250,613	0,991	273,540	0,991	23	26,716
和歌山県	550,023	0,990	250,290	0,990	275,804	0,999	21	23,929
鳥取県	549,210	0,988	288,660	1,063	257,026	0,931	42	23,524
島根県	577,204	1,038	281,500	1,113	272,730	0,988	24	22,974
岡山県	588,386	1,059	279,972	1,107	280,332	1,015	13	28,081
広島県	610,495	1,099	275,330	1,089	303,440	1,099	1	31,725
山口県	614,899	1,107	312,206	1,235	277,944	1,007	17	24,749
徳島県	613,727	1,105	305,192	1,207	281,968	1,021	11	26,567
香川県	595,000	1,071	288,754	1,063	297,604	1,078	3	28,642
愛媛県	569,570	1,025	269,887	1,067	275,690	0,998	22	23,993
高知県	638,805	1,150	343,515	1,359	271,115	0,982	26	24,175
福岡県	653,410	1,176	337,520	1,335	287,016	1,040	7	28,829
佐賀県	638,320	1,149	315,562	1,248	295,846	1,071	4	26,912
長崎県	642,350	1,156	332,869	1,316	282,381	1,023	10	27,100
熊本県	619,360	1,115	316,871	1,253	277,665	1,006	18	24,824
大分県	626,173	1,127	323,477	1,279	280,762	1,017	12	21,934
宮崎県	553,773	0,997	284,487	1,046	265,913	0,963	33	23,372
鹿児島県	641,439	1,154	343,247	1,358	276,244	1,000	19	21,948
沖縄県	600,446	1,081	322,026	1,274	257,849	0,934	40	20,571

② 1人当たり年齢調整後医療費及び地域差指数（続き）

（市町村国民健康保険十後期高齢者医療制度の地域差 [平成29年度 電算処理分]）



<診療種別計>



<入院>

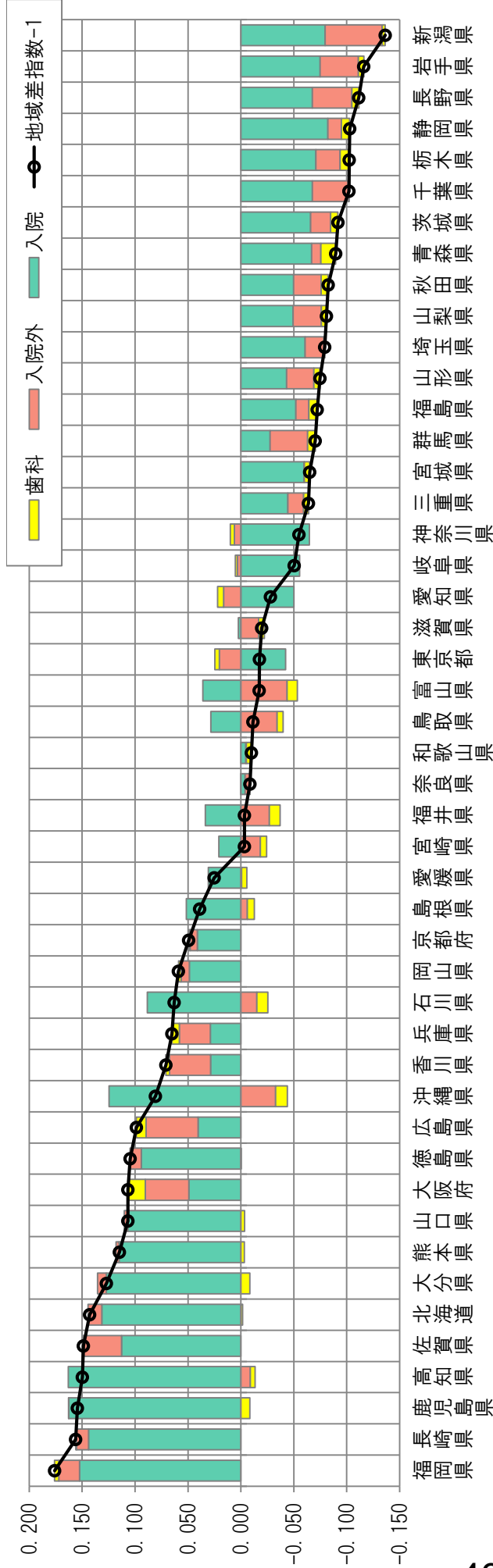
<入院外>

<歯科>

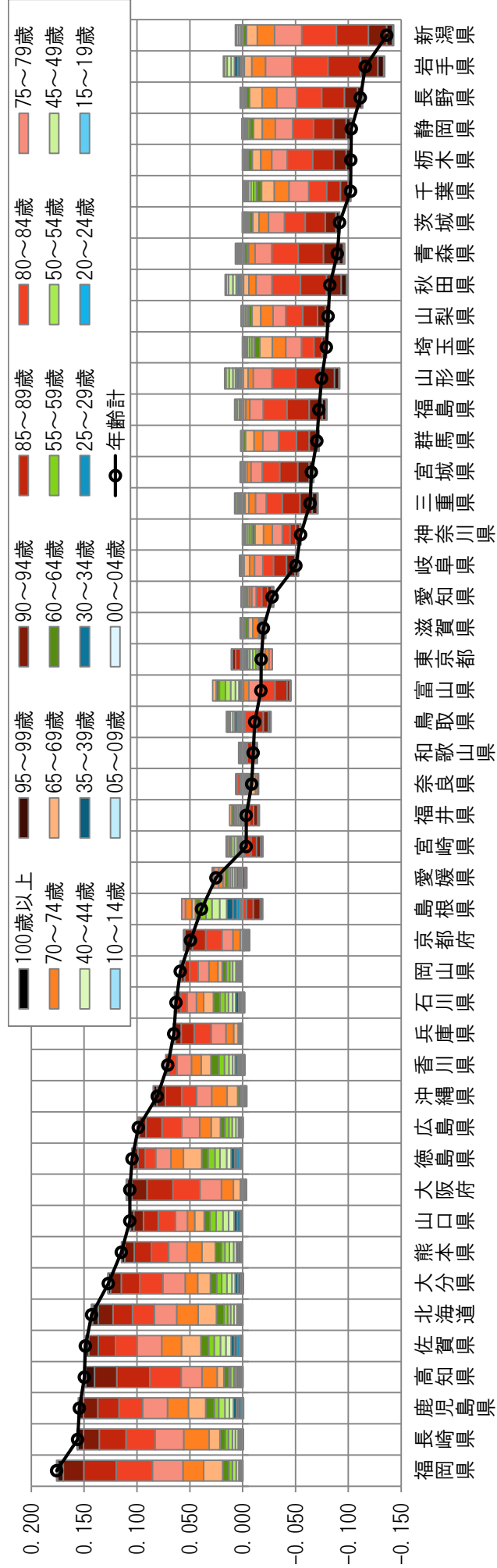
### ③ 地域差に対する各種寄与度

(市町村国民健康保険十後期高齢者医療制度の地域差 [平成29年度 電算処理分])

a. 地域差指数(診療種別計)に対する診療種別寄与度

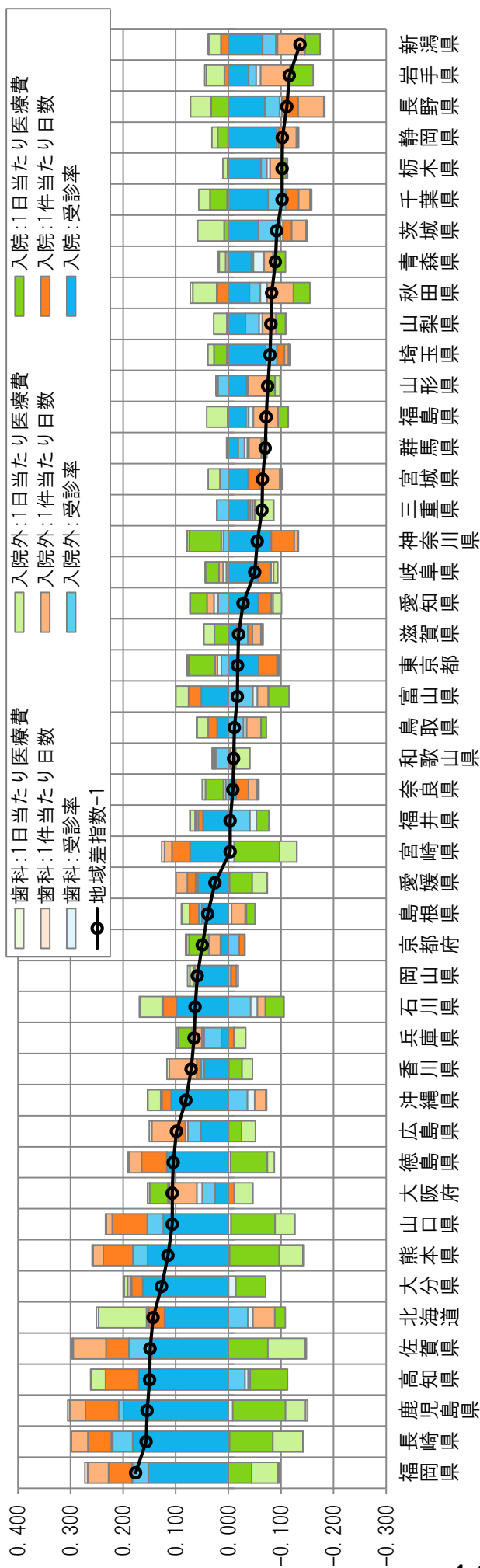


b. 地域差指数(診療種別計)に対する年齢階級別寄与度

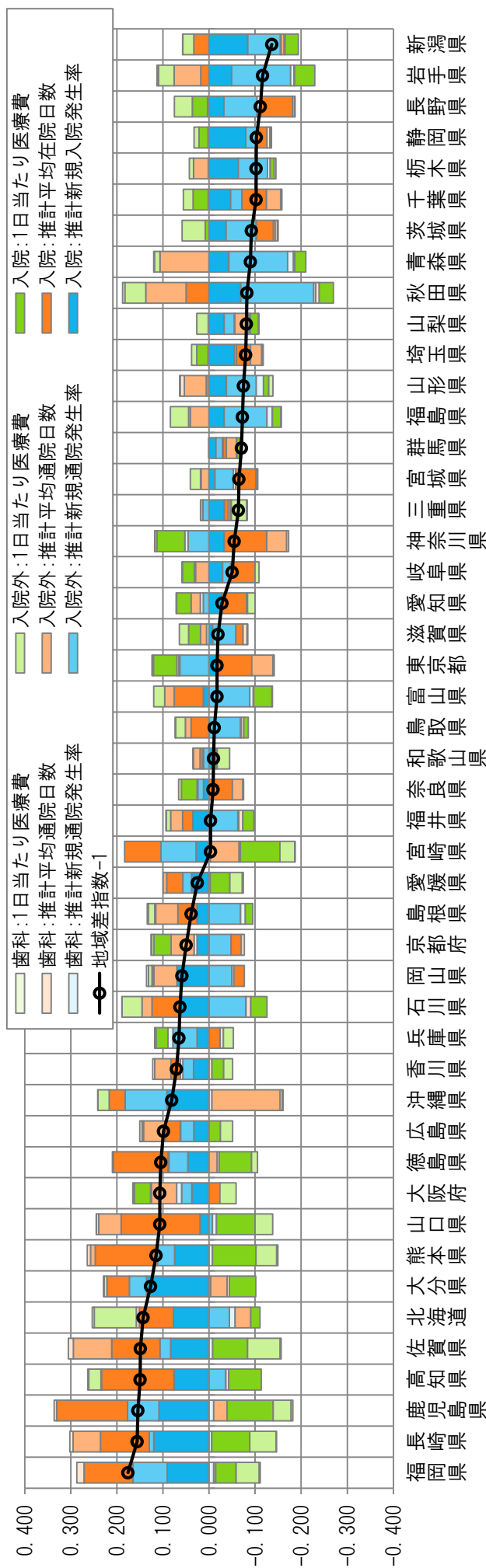


(注) 各都道府県の地域差指数の全国平均からのかい離 (地域差指数-1) を各種寄与度に分解したものの。

c. 地域差指数(診療種別計)に対する診療種別三要素別寄与度

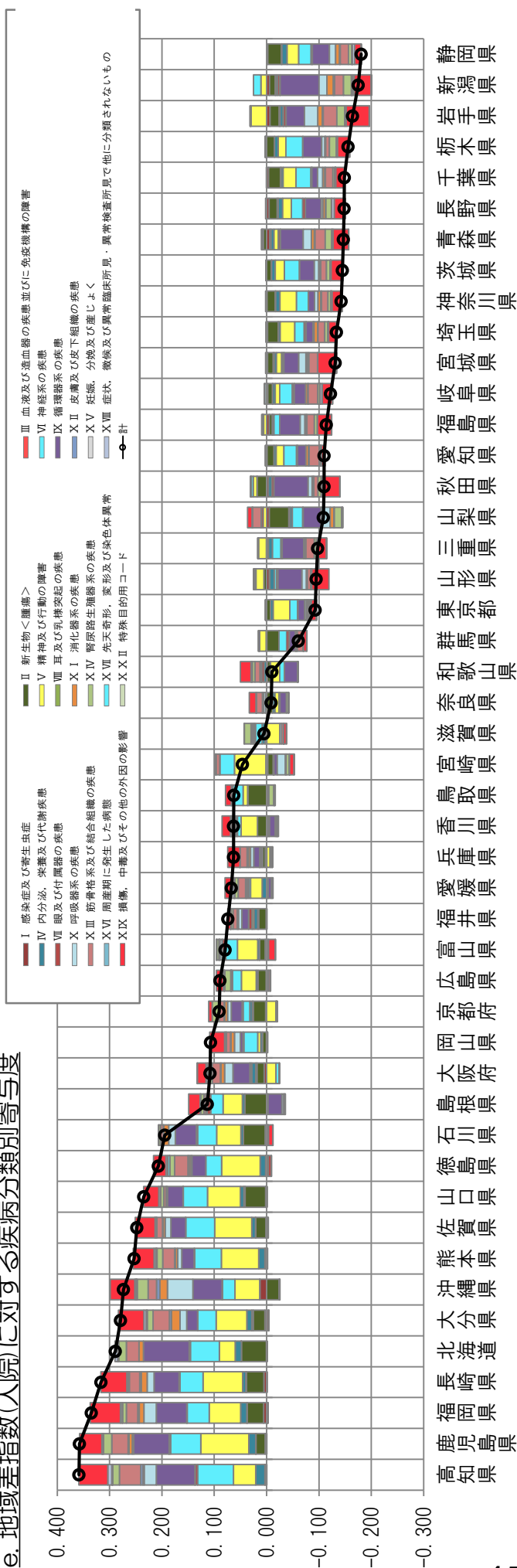


d. 地域差指数(診療種別計)に対する診療種別新三要素別寄与度

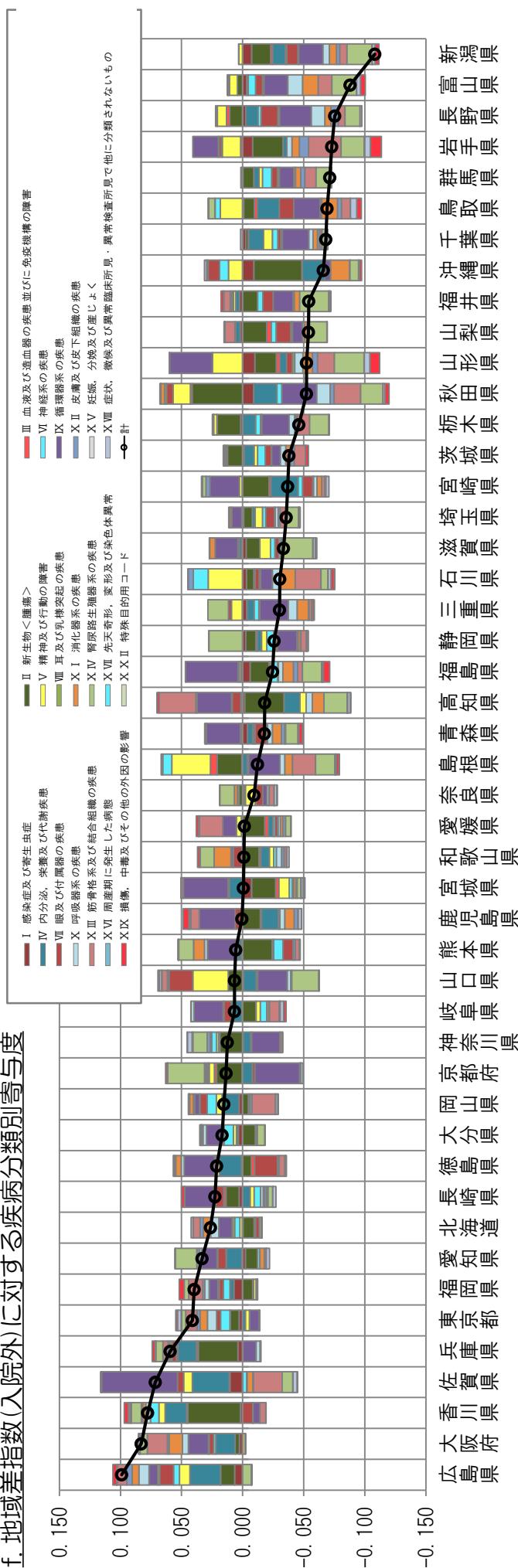


(注) 各都道府県の地域差指数の全国平均からのかい離(地域差指数-1)を診療種別の寄与度に分解したものの。

e. 地域差指数(入院)に対する疾病分類別寄与度



f. 地域差指数(入院外)に対する疾病分類別寄与度



(注) 各都道府県の地域差指数の全国平均からのかい離(地域差指数-1)を診療種別の寄与度に分解したものの。



# 全制度計の地域差 [平成29年度 電算処理分]

## ① 1人当たりの実績医療費及び対全国比

計	入院		入院外		歯科	
	対全国比	順位	対全国比	順位	対全国比	順位
	円	円	円	円	円	円
全国平均	305,331	—	119,366	—	21,273	1,000
北海道	362,162	1,186	164,089	7	17,652	1,002
青森県	316,370	1,036	119,770	30	17,937	1,086
岩手県	305,570	1,001	116,235	34	16,877	1,025
宮城県	288,208	0,944	105,755	38	16,310	0,990
秋田県	343,985	1,127	137,163	13	18,613	1,130
山形県	322,555	1,056	128,676	24	17,420	1,057
福島県	308,856	1,012	118,266	29	17,825	1,043
茨城県	284,616	0,932	105,006	40	16,327	0,973
栃木県	283,807	0,930	103,924	40	16,152	0,981
群馬県	296,336	0,971	117,548	35	16,345	0,974
埼玉県	269,452	0,882	94,561	47	15,436	0,938
千葉県	272,580	0,893	96,900	45	15,633	0,939
東京都	270,607	0,886	93,953	46	15,943	0,941
神奈川県	273,435	0,896	93,585	44	15,886	0,959
新潟県	290,453	0,951	111,283	36	18,233	0,932
富山県	315,806	1,034	138,575	19	15,908	0,965
石川県	322,000	1,055	144,170	13	16,074	0,973
福井県	315,722	1,034	138,840	18	15,725	0,970
山梨県	307,990	1,009	120,580	29	16,780	1,019
長野県	300,140	0,983	118,478	31	16,303	0,990
岐阜県	305,512	1,001	110,788	38	17,165	1,042
静岡県	289,302	0,948	104,317	41	16,472	1,011
愛知県	276,825	0,907	93,979	43	15,252	0,961
三重県	296,854	0,972	112,554	35	16,406	0,996
滋賀県	277,449	0,909	111,449	36	14,872	0,938
京都府	312,109	1,022	128,278	25	16,383	0,991
大阪府	319,377	1,046	123,010	28	16,934	1,028
兵庫県	321,958	1,054	126,278	27	17,232	1,046
奈良県	321,268	1,052	127,350	26	17,240	1,047
和歌山県	340,414	1,115	137,410	20	18,261	1,108
鳥取県	326,646	1,070	144,072	14	16,340	0,992
島根県	355,553	1,164	157,160	10	17,690	1,091
岡山県	334,109	1,094	139,874	17	17,164	1,042
広島県	332,085	1,088	130,995	22	17,923	1,080
山口県	369,054	1,209	166,809	4	18,444	1,102
徳島県	364,409	1,193	159,610	6	18,312	1,107
香川県	352,576	1,155	141,085	11	18,797	1,140
愛媛県	346,396	1,134	146,837	12	17,625	1,091
高知県	399,355	1,308	195,623	1	18,370	1,113
福岡県	335,918	1,100	148,972	11	16,419	1,000
佐賀県	361,824	1,185	159,235	9	18,089	1,100
長崎県	378,834	1,241	177,813	3	17,918	1,088
熊本県	384,352	1,193	166,923	7	17,180	1,076
大分県	366,613	1,201	169,280	4	17,920	1,088
宮崎県	333,994	1,094	143,277	15	17,557	1,042
鹿児島県	378,034	1,238	182,660	3	17,409	1,071
沖縄県	281,921	0,923	128,993	41	13,618	0,827

(注1) 市町村国民健康保険の医療費については、歯科診療医療費(入院外)と入院時食事・生活療養に係る医療費の合計を「入院」、内科診療医療費(入院外)と入院時食事・生活療養に係る医療費(医科分)の合計を「入院」、医科診療医療費(入院外)と入院時食事・生活療養に係る医療費(医科分)の合計を「歯科」として、訪問看護医療費及び療養費等は含まれない。  
(注2) 後期高齢者医療制度の医療費については、歯科診療医療費(入院外)と入院時食事・生活療養に係る医療費(医科分)の合計を「入院」、医科診療医療費(入院外)と入院時食事・生活療養に係る医療費(医科分)の合計を「歯科」として、訪問看護医療費及び療養費等は含まれない。  
(注3) 本分析の対象とする医療費は、NDBに収録された電子レシート分に限られ、再審査請求や過誤調整等が未反映であることから、各制度の事業年報等の報告値とは一致しない。

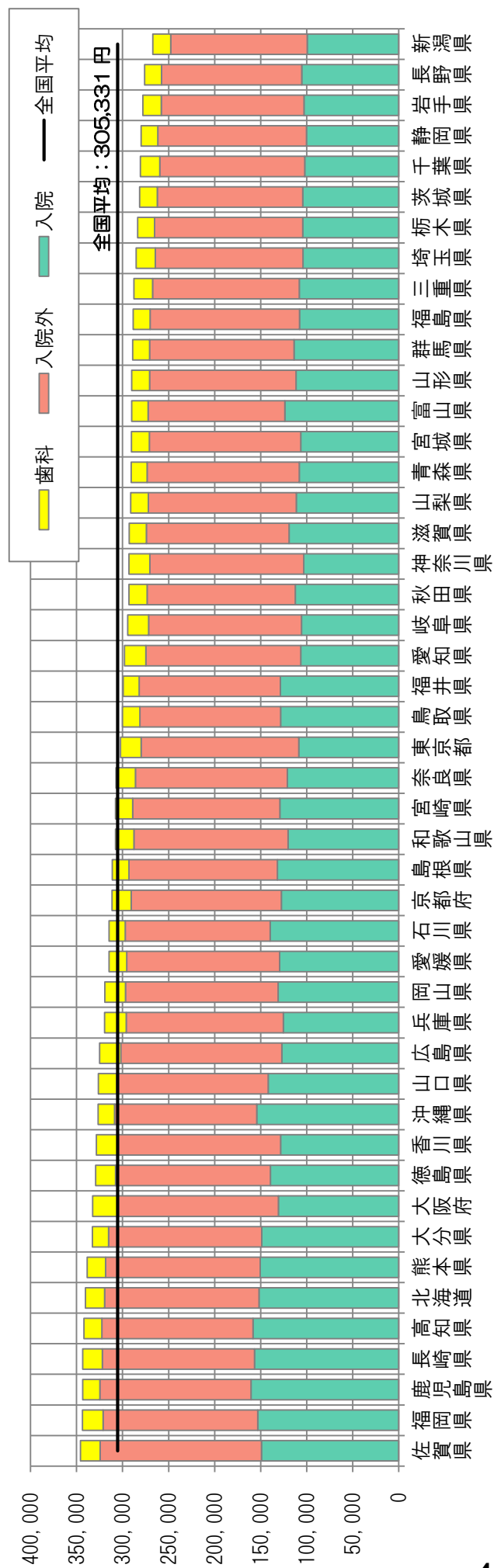
## ② 1人当たりの年齢調整後医療費及び地域差指数

計	入院		入院外		歯科	
	地域差指数	順位	地域差指数	順位	地域差指数	順位
	円	円	円	円	円	円
全国平均	305,331	1,000	119,366	1,000	21,273	1,000
北海道	340,385	1,115	151,949	1,273	16,672	1,018
青森県	290,595	0,952	108,074	0,905	17,212	0,909
岩手県	277,840	0,910	102,993	0,863	17,840	0,942
宮城県	290,522	0,951	106,544	0,893	16,439	0,998
秋田県	293,126	0,960	112,347	0,941	16,100	0,978
山形県	290,009	0,950	111,612	0,935	15,924	0,966
福島県	288,424	0,945	107,919	0,904	16,218	0,984
茨城県	281,360	0,921	104,161	0,873	15,894	0,960
栃木県	283,612	0,929	104,276	0,874	16,109	0,978
群馬県	288,904	0,946	113,830	0,954	15,832	0,952
埼玉県	285,190	0,934	103,894	0,870	16,059	0,975
千葉県	280,640	0,919	102,117	0,855	15,458	0,956
東京都	302,377	0,990	108,516	0,909	17,226	1,040
神奈川県	293,042	0,960	103,126	0,864	16,391	1,016
新潟県	267,098	0,875	99,342	0,832	14,848	0,902
富山県	290,213	0,950	123,724	1,037	14,854	0,902
石川県	314,748	1,031	139,612	1,170	15,526	0,957
福井県	299,176	0,980	128,526	1,077	15,359	0,933
山梨県	291,198	0,954	111,389	0,933	16,059	0,975
長野県	276,019	0,904	105,491	0,884	15,245	0,925
岐阜県	294,381	0,964	105,752	0,886	16,908	1,007
静岡県	279,964	0,917	100,290	0,840	16,145	0,980
愛知県	298,078	0,976	106,485	0,892	16,369	1,022
三重県	287,558	0,942	108,017	0,905	15,949	0,968
滋賀県	292,753	0,959	119,068	0,998	15,124	0,942
京都府	311,341	1,020	127,509	1,068	16,318	0,990
大阪府	332,652	1,089	130,804	1,096	17,412	1,059
兵庫県	319,438	1,046	125,397	1,051	17,687	1,036
奈良県	307,026	1,006	120,909	1,013	16,058	1,002
和歌山県	307,680	1,008	120,259	1,007	16,456	1,017
鳥取県	300,038	0,983	128,211	1,074	15,024	0,929
島根県	311,234	1,019	131,790	1,104	16,303	0,979
岡山県	319,411	1,046	130,975	1,097	16,018	1,008
広島県	324,949	1,064	142,654	1,063	17,504	1,063
山口県	328,308	1,069	141,724	1,187	16,477	0,999
徳島県	329,395	1,079	139,438	1,168	16,134	1,021
香川県	328,358	1,075	128,418	1,076	17,781	1,073
愛媛県	314,790	1,031	129,337	1,084	16,670	1,008
高知県	342,104	1,125	158,390	1,327	16,420	0,997
福岡県	343,615	1,125	153,084	1,282	16,848	1,020
佐賀県	345,684	1,132	149,237	1,250	17,510	1,063
長崎県	343,237	1,124	156,667	1,312	16,637	1,004
熊本県	338,573	1,109	150,389	1,260	16,203	1,021
大分県	332,878	1,090	148,930	1,248	16,251	1,009
宮崎県	307,674	1,008	129,074	1,081	15,890	0,971
鹿児島県	343,357	1,125	160,441	1,344	16,204	0,997
沖縄県	325,610	1,070	154,219	1,292	15,667	0,939

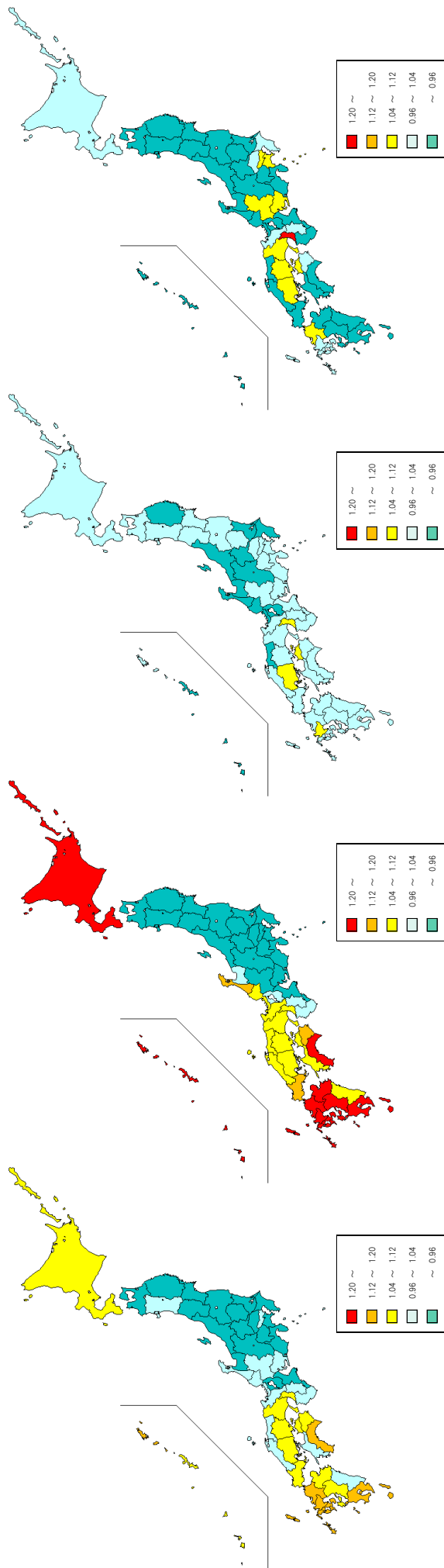


② 1人当たり年齢調整後医療費及び地域差指数（続き）

（全制度計の地域差 [平成29年度 電算処理分]）



＜診療種別計＞



＜入院＞

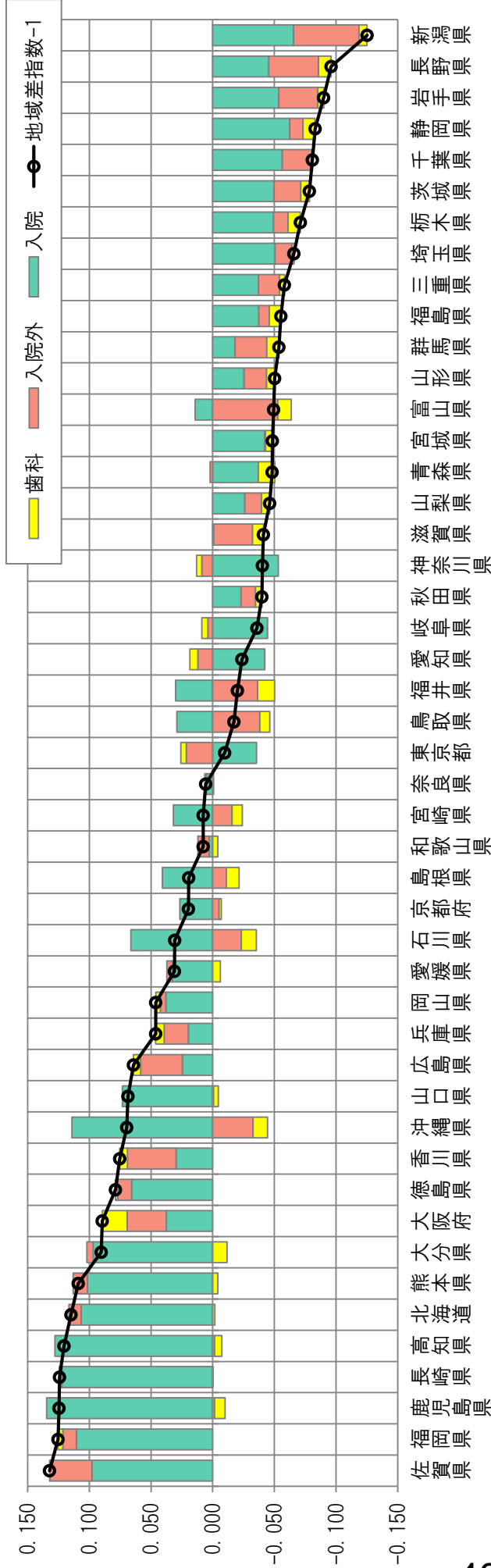
＜入院外＞

＜歯科＞

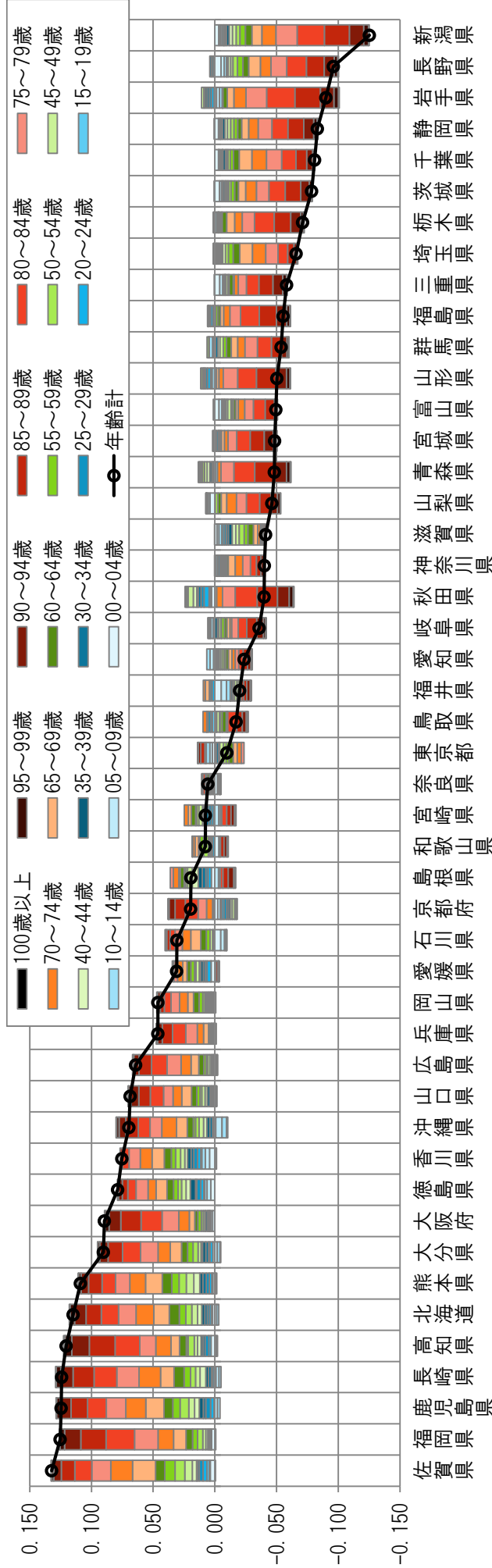
### ③ 地域差に対する各種寄与度

(全制度計の地域差 [平成29年度 電算処理分])

a. 地域差指数(診療種別計)に対する診療種別寄与度

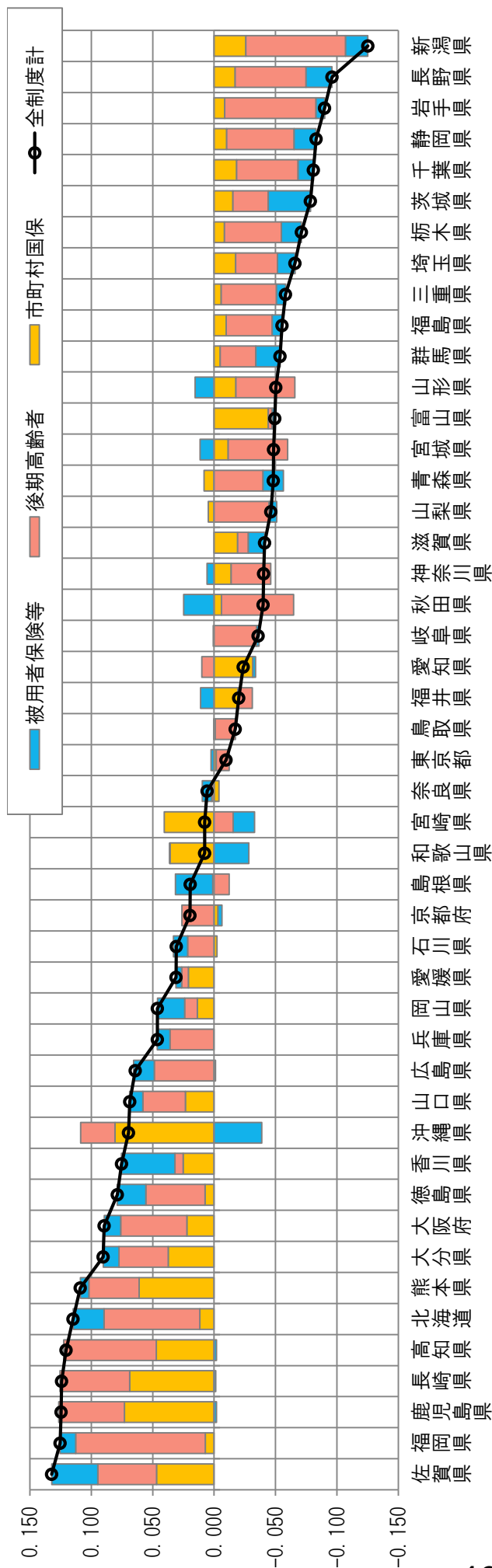


b. 地域差指数(診療種別計)に対する年齢階級別寄与度



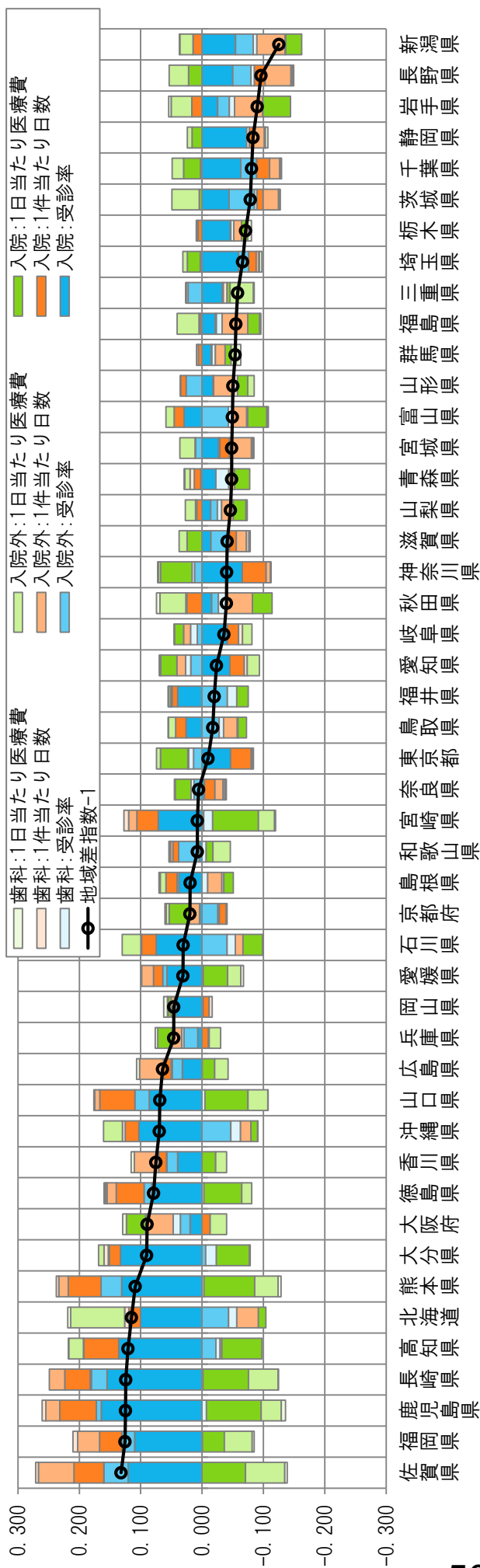
(注) 各都道府県の地域差指数の全国平均からのかい離 (地域差指数-1) を各種寄与度に分解したものの。

c. 地域差指数(診療種別計)に対する制度別寄与度

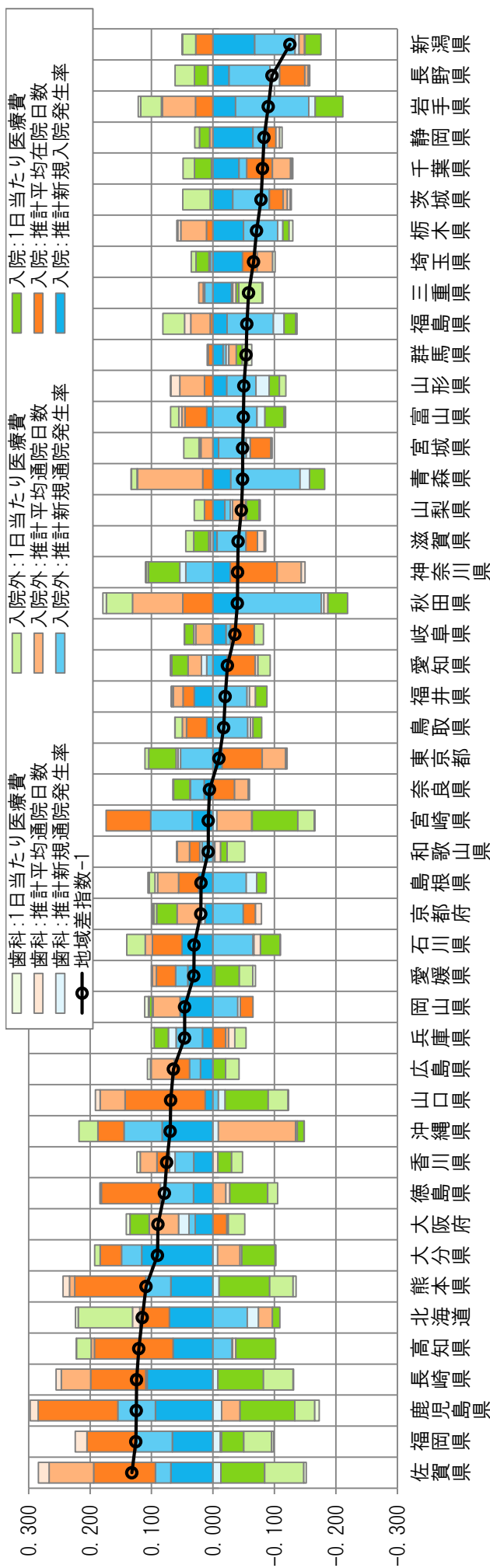


(注1) 各都道府県の地域差指数の全国平均からのかい離(地域差指数-1)を各種寄与度に分解したもの。  
 (注2) 各制度の加入状況が都道府県によって異なることに留意が必要。

d. 地域差指数(診療種別計)に対する診療種別三要素別寄与度

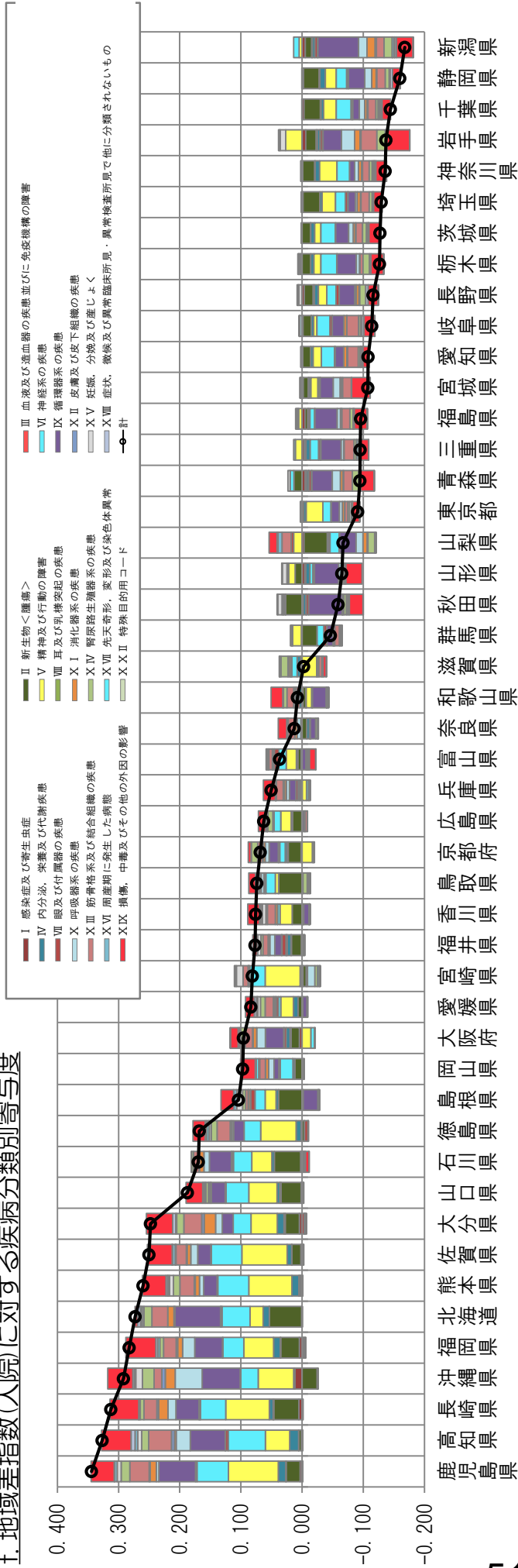


e. 地域差指数(診療種別計)に対する診療種別新三要素別寄与度

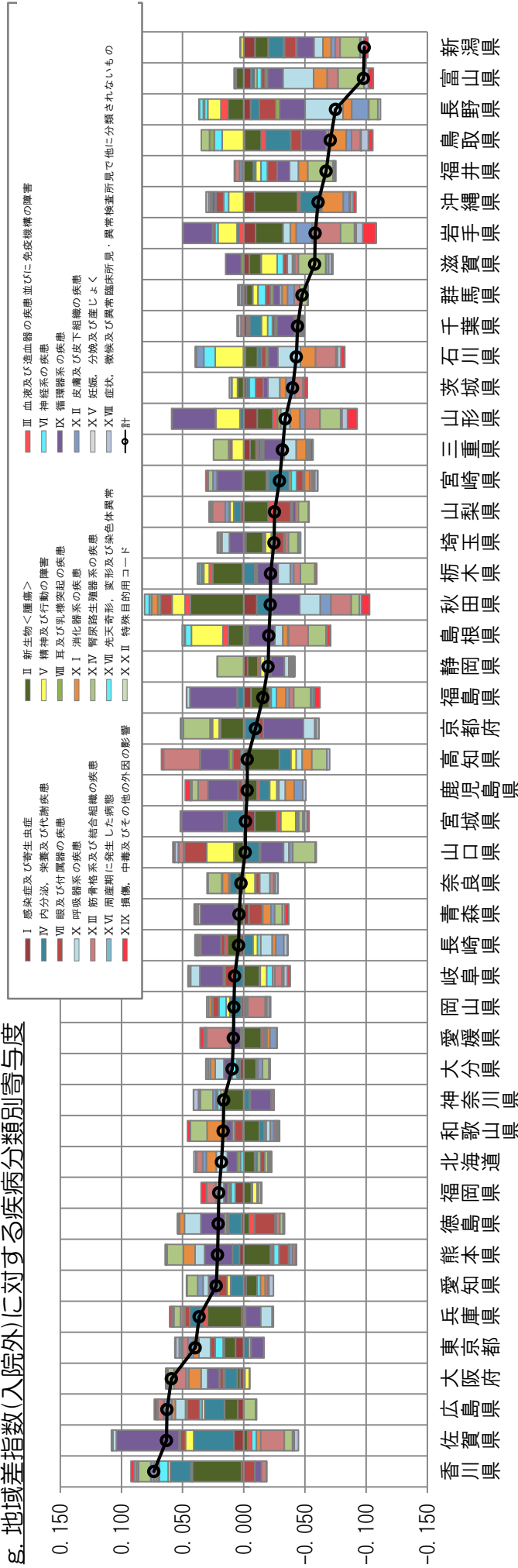


(注) 各都道府県の地域差指数の全国平均からのかい離(地域差指数-1)を診療種別の寄与度に分解したものの。

f. 地域差指数(入院)に対する疾病分類別寄与度



g. 地域差指数(入院外)に対する疾病分類別寄与度



(注) 各都道府県の地域差指数の全国平均からのかい離(地域差指数-1)を診療種別の寄与度に分解したものを。